

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 元

- 1 日時
平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）
午前 10 時開会、午後 3 時散会
（うち休憩 午前 11 時 49 分～午後 1 時）
- 2 場所
第 3 委員会室
- 3 出席委員
高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、岩淵誠委員、田村誠委員、
小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、熊谷担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 商工労働観光部
菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、
鈴木商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、
高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長、瀬川自動車産業振興課長、
押切産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長
 - (2) 教育委員会
高橋教育長、田村教育次長兼教育企画室長、川上教育次長兼学校教育室長、
菊池特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野教職員課総括課長
佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、山形特命参事兼県立学校人事課長
- 7 一般傍聴者
なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

- ア 受理番号第 153 号 雇用の安定と均等待遇確保を求める請願
- イ 受理番号第 154 号 労働者派遣法改正案の廃案を求める請願
- ウ 受理番号第 155 号 労働者派遣法改悪に反対し、正規雇用を増やすことを求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(請願陳情)

- ア 受理番号第 156 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための請願
- イ 受理番号第 157 号 学生が安心して使える奨学金を求める請願

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 153 号雇用の安定と均等待遇確保を求める請願、受理番号第 154 号労働者派遣法改正案の廃案を求める請願及び受理番号第 155 号労働者派遣法改悪に反対し、正規雇用を増やすことを求める請願、以上 3 件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○高橋雇用対策・労働室長 受理番号第 153 号雇用の安定と均等待遇確保を求める請願、受理番号第 154 号労働者派遣法改正案の廃案を求める請願及び受理番号第 155 号労働者派遣法改悪に反対し、正規雇用を増やすことを求める請願について参考説明いたします。

お配りしております横長の資料 1 ページをごらんください。初めに、これら 3 件の請願に共通する労働者派遣法等の改正案についてです。今通常国会に全ての労働者派遣事業を許可制とする派遣事業の健全化や、派遣期間規制の見直し等を内容とする労働者派遣法等の改正案が提出され、審議されております。法案においては、平成 24 年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずることが盛り込まれております。

このうち 4 に記載のあります、よりわかりやすい派遣期間規制への見直しについてですが、現行制度では専門業務等のいわゆる 26 業務には期間制限がかからず、その他の業務には最長 3 年の期間制限がかかっておりますが、わかりやすい制度とするためこれを廃止し、新たに派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは 3 年を上限とし、それを越

えて受け入れるためには、過半数労働組合等からの意見聴取が必要とされ、意見があった場合には対応方針等の説明義務を課すという事業所単位の期間制限と、派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の受け入れは、3年を上限とする個人単位の期間制限制度を設けるといふものです。

次に、受理番号第153号雇用の安定と均等待遇確保を求める請願の請願項目2のうち、派遣労働者の正社員化への転換ルールを定めることについてです。参考資料は同じ資料1ページの2、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップをごらんください。法案では、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを派遣元に義務づけております。また、派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置として、点線の囲みに記載されている派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供などの措置を派遣元に義務づけるものとなっています。

本法案については、派遣事業者に対する指導監督の強化、事業所単位での派遣受け入れ期間の制限や、いわゆる26業務に該当するか否かによって異なる取り扱い等、複雑となっている制度の簡素化、派遣労働者のキャリアアップへの配慮といったメリットが挙げられる一方、本来派遣制度は臨時的、一時的であるべきものが派遣期間制限の実質的撤廃により、派遣労働者の処遇が低いまま常態化するおそれがあるといった懸念の声もあると承知しております。本法案は現在国会で審議中であることから、県としては審議の状況や政省令の制定等、国の動向を注視しているところです。

なお、本県の派遣労働者の状況ですが、国の就業構造基本調査によると、平成24年の本県の総雇用者のうち派遣労働者数は7,300人で、総雇用者総数の1.4%を占めております。前回調査の平成19年の9,900人から2,600人減少しておりますが、製造業で2,000人減少したことが県全体で減少した主な要因です。

次に、受理番号第155号労働者派遣法改悪に反対し、正規雇用を増やすことを求める請願のうち請願項目の2、非正規雇用の正規雇用化の促進についてです。就業構造基本調査によると、平成24年の本県の正規就業者は32万8,800人で、平成19年の36万1,100人から3万2,300人減少しており、一方、平成24年の非正規就業者は19万8,500人で、平成19年の18万2,300人から1万6,200人増加しているところです。このことから県では、非正規の従業者の方で正規の従業員として採用されることを望みながらも希望がかなっていない方々がいることが課題であると考えており、平成27年度の経済・雇用対策の取組方針において長期安定的な雇用の創出拡大を掲げ、産業振興施策や雇用対策基金を活用した雇用の創出拡大の実現を図る取り組みを行っているところです。

次に、受理番号第153号雇用の安定と均等待遇確保を求める請願に戻っていただいて、請願項目1のうち労働基準法等の改正、請願項目2のうち同一労働・同一賃金の推進及び請願項目3の過労死防止対策推進法についてです。お手元の資料の2ページをごらんください。初めに、労働基準法等の改正についてです。今通常国会に新たな労働時間制度や裁

量労働制の対象拡大等を内容とする労働基準法等の改正法案が提出され、審議されています。法案においては、長時間労働の抑制策及び年次有給休暇取得促進策として、Ⅰ、(1)にあります中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金の見直しや、(3)にあります一定日数の年次有給休暇の確実な取得等について盛り込まれているほか、多様で柔軟な働き方の実現として、Ⅱ、(1)のフレックスタイム制の見直し、(2)の企画業務型裁量労働制の見直し、(3)の特定高度専門業務・成果型労働制、いわゆる高度プロフェッショナル制度の創設等が盛り込まれています。

このうち、Ⅱ、(2)の企画業務型裁量労働制の見直しについてですが、裁量労働制とは業務の遂行方法が労働者の裁量に委ねられる業務について、労働時間を実労働時間ではなく、みなし時間とすることを認める制度ですが、法案では対象業務に課題解決型提案営業と裁量的にPDCAを回す業務を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実、事業所ごとではなく本社での一括届け出を認める等の手続の簡素化等の見直しを行うこととされており、

また、Ⅱ、(3)の高度プロフェッショナル制度の創設について、現行の労働基準法では労働時間の上限である1日8時間、週40時間を超える場合、割増賃金等の支払いを義務付けているところですが、この新たな制度は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度で専門的な業務に従事する場合に、本人の同意等を条件として労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定を適用除外とするものであります。

次に、請願項目2の同一労働・同一賃金の推進についてですが、今通常国会において、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案が議員立法として提案され、原案を修正の上審議されています。法案では労働者が雇用形態にかかわらず、その従事する職務に応じた待遇を受けたり、その意欲及び能力に応じて希望する雇用形態により就労する機会が与えられること等の基本理念にのっとり、国が必要な施策を策定、実施することや、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度等の事情に応じた均等、均衡のとれた待遇に向けた必要な措置を3年以内に講ずるといった内容が盛り込まれております。これらの法案は現在国会審議中であることから、県としては賃金の状況や政省令の制定等、国の動向を注視しているところです。

次に、請願項目3の過労死防止対策推進法についてです。お手元の資料3ページをご覧ください。この法律は平成26年11月1日から施行されており、上から三つ目の囲み、過労死等の防止のための対策に記載のとおり、国を中心に過労死等に関する実態等の調査研究、国民の関心と理解を深めるための啓発、早期対応、適切な処置を行う相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等の対策を講ずることとされており、こうしたことから、県では岩手労働局と連携し、合同で労使関係団体に対し、働き方の見直しに関する要請活動を行っているほか、政府予算要望によって長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進等に係る法整備、監督体制の強化等について国に要望を行っているところです。

○高橋元委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**斉藤信委員** 大変大事な請願だと思います。この労働者派遣法は、2度にわたって廃案になったものを、3度目また提案するという異常さがあると思います。根本的な問題として労働者派遣法の大原則を変える中身になっているのです。確認したいのだけれども、今までは派遣は臨時的、一時的業務に限り、常用雇用の代替、正社員を派遣に置きかえることはしてはならないという原則だったと思います。もう一つは、この原則を担保するものとして、派遣期間は原則1年、最大3年とする。この二つがこれまでの労働者派遣法の大原則だったと思うけれども、この大原則がどういうふうになるか、改めて示してください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 派遣期間については、資料の1ページの4をごらんいただきたいのですが、現行制度では専門業務、いわゆる26業務については時間制限がかからず、その他の業務については最長3年の期間制限がかかっておりました。これをわかりやすい制度にするために廃止して、今般の改正案では事業所単位に期間制限を設けて、派遣先の同一事業所における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明義務を課すとなっています。

また、個人単位の期間制限として、派遣先の組織単位において同一の労働者の派遣は3年を上限とする改正案になっております。

○**斉藤信委員** 今までの原則が根本から変えられるということですね。今までは3年を超えて派遣労働者を雇用することができず、直接雇用しなければならないとなっていたのです。ところが、今回は業種の制限を全部なくして、全ての業種で派遣を使える。3年を超えて派遣を使うときには、過半数労働組合からの意見聴取が必要。意見を聞けばいい。そして意見があった場合には対応方針の説明義務を課す。説明すればいいだけなのです。労働者の同意は必要ないのです。だから、3年を超えて、いつまでも派遣労働者を雇用することができる。これが今度の労働者派遣法なので大改悪ですよ。

そして、個人単位の場合も、本当にいつまでも派遣になってしまうわけです。非正規雇用は38%近くまでになっていますけれども、こうなったら非正規雇用がどんどんふえて正社員は要らなくなる。正社員を派遣に置きかえればいい。派遣先の責任というのは全くなってしまうのです。だから、このことによって正社員ゼロの職場もつくられかねないと思いますけれども、そういうことで間違いありませんね。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 改正法案では、委員御指摘のとおりになっていると承知しています。

○**斉藤信委員** 今までの労働者派遣法は常用雇用が原則、正社員が原則で、派遣というのは特例的に認められてきた。その派遣がどんどん拡大して、今度は全業種です。今までは原則1年、最長3年、これが歯どめだったけれども、この3年の歯どめもなくなったら、いつまでも派遣労働者を採用することができる。こうなったら、大企業を中心に、ほとんど派遣に置きかえられることになると思います。

それで、最近の報道でも実質賃金が25カ月連続マイナスです。労働者の賃金はずっと下がっている。この原因は何というふうに見ていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 実質賃金が下がっている状況については、報道等を見る場所では消費税があります。物価の上昇に対して賃金の上昇が追いついていないといったところから、実質的な賃金下がっているのではないかと承知しています。

○斉藤信委員 それだったら赤点になるのです。なぜかという、25カ月と言ったでしょう。消費税増税だけでない、それ以前から実質賃金がマイナスなのです。いわば、非正規雇用がふえたことが労働者の賃金を低下させている。これは労働経済白書でもそう言っていて、政府もそれを認めているのです。今度の労働者派遣法大改悪は非正規労働者をますますふやし、本当に正社員ゼロの職場もつくりかねないという大改悪で、本当に許されない。働くなら正社員が当たり前という方向への転換こそ求められていると思います。

二つ目に、参考資料の2枚目ですけれども、労働基準法の一部改正の問題です。これは、一言で言ってしまうと、残業代ゼロの悪法なのです。多様で柔軟な働き方の実現、高度プロフェッショナル制度の創設と言うのですけれども、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。何時間働いても残業代を出しませんということ。1日8時間労働制というのは、労働者の歴史的な闘いで確立してきた大原則ですよ。何時間働いても残業代が出ない。これは許しがたい改悪だと思います。

それで、本人の同意とか委員会の決議と言っているけれども、会社と労働者の関係は対等ではないのです。こういう制度を受けなければ昇進できませんよ、出世できませんよと言われたら、同意せざるを得なくなってしまう、そういう代物です。そういう点では、EUでは6時間とか5時間に対して、日本では労働時間1日8時間労働制で、幾ら残業しても残業代、割増賃金は出ませんということは、労働基準法の基本原則からいって許しがたい改悪だと思いますが、どう考えていますか。

○工藤労働課長 これまでも裁量型労働制とその労働時間のみなし規定がありましたが、高度プロフェッショナル制度という新しい制度を設けるということで、国会において十分に審議をしていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 県職員がこんな対象になったらどうなりますか、あなた方。幾ら残業したって残業代出ないのですよ。これは、労働法制の基本原則を根本から変える大改悪です。そもそも日本の労働者がどのぐらい残業しているか。ヨーロッパと比べて3倍、5倍ですよ。なぜ日本の労働者はこんなに残業が多いのかわかりますか。

○工藤労働課長 我が国の労働者が残業、超過勤務時間が長いことについては、現在、諸外国との比較等をしておりませんので、持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 では紹介しましょう。これは、厚生労働省の毎月勤労統計調査で示されているものですが、日本は年間の残業時間182時間、イギリス78時間、フランス55時間、ドイツ53時間、オランダ22時間と全然違うのです。なぜかという、日本は残業

の時間規制がないのです。だから働かされるのです。

それで、聞きたいのだけれども、大臣告示で残業時間を45時間以内に規制しなさいと指示されていると思うけれども、承知していますね。

○**工藤労働課長** 大臣告示で、特別の事情がある場合、季節限定のものがある場合、それから一定の期間に限り、36協定によって特別の事情を設けた場合にはできるとされています。

○**斉藤信委員** よくわかっていないのだね。36協定で残業ができる、その基準は45時間ですよというのが大臣告示なのです。ただ、法律になっていないから、労働組合と企業が契約すればそれ以上の残業も行うことができるとなっているのです。45時間の意味は、労働者の健康、医学的な見地を含めて出されたものなのです。本来これを法制化すべきなのです。国は、残業時間を45時間以内にしなければならないと言いながら例外を認めて、その例外を悪用して、大企業中心に80時間とか100時間と決めているところがあるのです。これはとんでもないことなのです。大企業がそんなに稼がせているときに、残業代は出しませんとなったらどうなりますか。今だってこんなに異常な残業時間になっているときに、これは労働者の命と健康を奪う制度になりかねないと思いますよ。

きょうは県を追求するつもりはないので、県当局も45時間の大臣告示というのは厳格に守る。率直に言って45時間を超えている労働者もいますから、そういうことを平気にしないで、45時間というのは労働者の命と健康を守る上での基準だということを踏まえて対応していく必要があるのではないかと、指摘だけにとどめます。諸外国と比べても異常な残業が強い中で、残業代は出さなくてもいいなんていう改悪は、文字どおり過労死をふやすことになりかねないと指摘しておきたいと思います。

最後に、非正規から正規への転換ということも請願に出されております。先ほど参考説明がありましたが、非正規労働者が増加していますね。岩手県は37%前後ですか。恐らく今はもっとふえているのではないかと思います。特に青年の場合、非正規の割合はほぼ5割ですよ。女性の場合は5割を超えていますね。青年と女性の非正規の割合が高いということが、いわば結婚ができないとか、少子化、人口減少の重大な要因になっているのだと思います。岩手県で人口減少対策は最も戦略的な課題になっていますけれども、そういう意味でも非正規から正規への流れを岩手県自身がつくっていくということは大変大事だと思いますけれども、県としてはどういう取り組みをしてきたのでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 非正規を望まない方の正職員化については、県としてこれまで岩手労働局と連携して経済団体等への要望活動等を行い、事業者の方に意識を高めていただいて、少しでも正規職員化を働きかけるという取り組みを行ってきております。

○**斉藤信委員** 今の話は何もないというような話ですね。極めて残念です。これから人口減少対策、少子化対策、そして若者定住対策をやるとういうときに、率直に言ってこの戦略的課題の具体策がない。私は真剣に考えるべきだと思うのです。

例えば東京都は、非正規から正規に転換した場合の補助金を出しています。ほかにもそ

ういう市町村があります。また、九戸村とか西和賀町などは、若者のために公営住宅を提供しています。若者が定住するという点で、仕事の確保、子育て支援、住宅の確保、これを一体的に取り組む必要があるのだと思うのです。そういう意味で、仕事の確保といった場合、いつ首を切られるかわからないような派遣とか不安定雇用ではなくて、安定した仕事です。県としてもそういう取り組みを真剣に検討し、具体化すべきではないかと思いがいかですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 東京都において、正規雇用化を図るための促進制度、助成制度を行っているというのは承知しております。本県においては、要望活動等で正規化率の向上というのを目指しておりますが、県としてできることはないか、これからの総合戦略の検討の中でも考えていかなければいけない課題であると考えております。

○斉藤信委員 いずれにしても、この三つの請願というのは、今国会で審議中だからこそ、こうした労働法制の根本的な改悪というのは許せないという地方の声をしっかり上げるべきだと思います。こんな改悪が通ったら、人口減少対策とかになりませんよ。知事は本会議でも生きづらさという問題を指摘しましたが、ますます若者が生きづらくなってしまいます。そういう意味でこの請願の採択を求めますが、非正規から正規に流れを変えていく、若者がこの岩手県で働き生活できる、そういう手だてを岩手県独自にも検討していく必要があるのだと思いますけれども、最後に部長に聞いて終わります。

○菅原商工労働観光部長 今年度の経済・雇用対策の取組方針として、正規雇用の拡大に取り組むということを掲げております。私どもは制度そのものを所管していないものですから、主には関係団体への要請という形で岩手労働局と連携して取り組んでおります。また、さきの政府予算提言要望の中でも正社員の雇用拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進、助成事業の拡充ということを、国に要望してきたところです。

また、具体的には、産業振興策によって雇用の創出拡大を図っているほか、雇用対策基金を活用した雇用創出拡大の中で、例えば地域人づくり事業のような安定雇用に資するような事業もありますので、そういった取り組みを通じて少しでも多くの方が正規雇用へ転換できるよう努めていきたいと思っておりますし、今後のふるさと振興総合戦略の議論の中でも一つの課題として取り組んでまいります。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第153号雇用の安定と均等待遇確保を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 154 号労働者派遣法改正案の廃案を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 155 号労働者派遣法改悪に反対し、正規雇用を増やすことを求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものがありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 全体としてはいいのですけれども、1 項目の労働者派遣法、労働基準法の改正による労働者派遣制度や、一部の労働者を労働時間規制の適用除外とするなどの規制緩和を行わないこととなっておりますが、規制緩和を行わず廃案とすることとしていただきたい。同じ意味なのだけでも、請願がこういう表現で出ていますから、きちっとそこを入れていただきたい。

○高橋元委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、ただいまの御意見につきまして、皆様方に意見を伺いたいと

思います。いかがでしょうか。

○**斉藤信委員** 同じことだから、請願者の意を体して書いたらいいと思う。

○**高橋元委員長** ただいまの意見のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** それでは、ただいまの斉藤委員の修正を加えました文面にしたいと思えます。最後の項目のところは、規制緩和を行わず廃案とするよう強く要望するということですね。

○**斉藤信委員** はい。

○**高橋元委員長** 意見案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言等の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**神崎浩之委員** 2件お伺いいたします。

一つは、地方創生関係で商工観光関係は、旅行券の割引等いろいろとやっておりますけれども、この進捗状況についてお伺いしたいと思います。そこで、割引旅行券と旅行商品の販売の関係について課題も出されておりますけれども、県事業の進捗状況と課題。

それから、市町村における地方創生の商工観光関係の取り組み内容等について、把握している部分をお伺いしたいと思います。

○**平井観光課総括課長** 地方創生事業の旅行券の発行については、割引旅行券を5月29日から、インターネットの予約サイトで扱っているクーポン券を6月1日から、それぞれスタートしております。割引旅行券については、5月29日と6月30日に発売しましたが、予定発売枚数は売り切れという状況です。

また、旅行券を実際に購入された方々がどのような利用をされているか、サンプルとして内陸、沿岸の宿泊施設12カ所、こちらはビジネスを主要としたところ6カ所、観光を主要としたところ6カ所で聞き取りしたところ、7月1日現在で割引旅行券、クーポン券を利用して宿泊したお客様は2,367人です。この内訳は、県内からの宿泊者は27.9%。県外からの宿泊者は72.1%です。それから利用目的ですが、ビジネスとして利用された方が4.1%、観光を目的として利用された方が95.8%です。

課題ですが、発売方法については、コンビニエンスストアで2回発売しましたが、あっという間に売り切れたということ。それから高齢者を中心に買い方が難しいという御意見がありましたので、次回からは抽選方式により発売することに見直しております。

それから、旅行券事業自体の目的は、観光需要の喚起とリピーターの確保の2点があります。特にリピーターの確保については、これからいらっしゃるお客様にいかにか岩手県のファンになっていただくかということが重要ですので、今後、宿泊関係者、観光事業者

に対しまして、おもてなしの向上ということをPRしていくことが必要だと思っております。

○**押切産業経済交流課総括課長** 県産品の割引販売については、インターネットショップとアンテナショップの実店舗の二つで展開しておりまして、インターネットショップは6月15日と6月30日、楽天については6月30日に始まったところですので、まだ進捗状況等、参考になる数字はありません。アンテナショップは6月1日から始めており、6月単月での売り上げは7,405万円で、全体の割引販売予定額に対して14.5%という大きな成果を上げております。ちなみに、いわて銀河プラザの全体の売り上げとして、前年に比べて6月は186%、福岡のみちのく夢プラザの売上高は同じく205%ということで、好調に推移しているところです。

課題については、これから本格的に始まるネット販売について、情報発信等によって、より大きな売り上げにつなげていくということと、ネット販売等を通じて新規の出品等を掘り起こしていくということに取り組んでいきたいと思っております。

○**高橋経営支援課総括課長** 市町村の取り組みについて把握しているところでは、全市町村でプレミアムつき商品券の販売に取り組むと聞いております。

○**神崎浩之委員** 引き合いは良好だということでありますけれども、実際欲しい人に満遍なく届いているかということが大きな課題だと思っております。それから、これが一過性のもので終わるのではなくて、地元の企業、商店とかが今後元気になっていくための一つの入り口でありますので、その辺が課題だと思っております。最後に部長に聞きますけれども、コンビニでの購入というのは高齢者を中心にわかりづらい。それからネット経由も実は高齢者だけではなくて、若い人でもなかなか旅行券にたどり着けない。行政というのは何でもホームページでお知らせしておりますということをよく言いますが、なかなかたどり着けないわけです。そういう課題にこれからどう対応していくのかということと、市町村の事業も含めて、商工観光分野でこれが一過性に終わらず、今後地域の商店、企業が元気になっていくための県の支援等について伺います。

○**菅原商工労働観光部長** まず行政からのPRのあり方についてですが、世の中インターネット時代と言われるぐらい、スマートフォン等のモバイルを持っている方がたくさんいる状況ですので、インターネットそのものによる情報発信というのは有効かつ広範かと思っております。ただ、それを十分に活用できない方々が少なからずおりますので、そういう方々にも十分に情報が行き渡るように取り組んでいきたい。この事業は、旅行券を売る、県産品の割引引きをするというだけではなく、岩手を丸ごと売り込むという意味合いがありますので、特にプロモーションには力を入れて、いわてまるごと売り込み隊というのをつくりましたが、それらとも一体となって広範なPRを展開していきたいと思っております。

また、これが一過性になるかというのは少し様子を見なければいけないと思っておりますが、私どもとしては、初めて岩手を訪れる、あるいは初めて県産品に触れるという方々の裾野をより広げていくということが重要で、それをもって岩手はいい場所だ、岩手の産品はいい

いものだということを知っていただき、産品においても旅行においてもリピーターをふやしていく。そういうことが地元の商店街、それから旅行業界、宿泊業界の振興につながっていくものと考えています。

○**神崎浩之委員** これは非常に期待しているわけなのですが、地域消費喚起型と地方創生先行型ということで、ばらまきだと思われぬようなもので県も市町村を指導していただきたいなと思っております。

もう一つ、橋野高炉の世界遺産なのですが、これは前々からいろいろとささやかれていたことなのですが、最初は1,000キロメートルも離れた九州の遺産の話かなと思ったら、釜石が重要なスタートだったということで、本当にうれしく思っております。この橋野高炉の戦略ですけれども、今後県はどのように観光を考えていくのか。一つは1,000キロメートル離れた九州が中心なのですが、岩手県の観光戦略として、今まで情報交換なり売り方なりについて、九州、山口のほうと連携してやっていたのかということ。

それから、実際に昨夜から始まっているのですが、今後九州との行政間の連携というのはどういうふうにとっていくのか。世界に向けた遺産の構成県としての連携した取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから、県内の観光の取り組みとして、どのように釜石の橋野高炉を売っていくのか。あそこは釜石といっても海のほうではないですよね。釜石といたってどこにあるのと私もよく聞かれるのですが、海のほうの新日鉄の関係ではなくて、実際は遠野みたいなものというか、山のほうなわけでありまして、これの売り方です。例えば、平泉に来て遠野経由で橋野高炉を見に行く、県内世界遺産2大ツアーというような売り方でいくのか。盛岡から釜石、そして宮古、浄土ヶ浜というようなことでいくのか。どのような売り方をしたいかと思っております。

○**平井観光課総括課長** 九州地方との連携ですが、今までお互いに観光資源を売っていくという形での連携はありませんでした。ただ、九州とは航空便の行き来もありますので、相互に行き交うということで、こちらから九州をお訪ねする、九州のお客様がこちらに来るというような連携をしております。

今後については、このような形で世界遺産という連携のきずなが生まれましたので、引き続き九州方面からお客様に来ていただくところに注目していくことが1点、それから、海外のお客様から見た国際的な観点として、現在はどうしても東京、大阪を中心としたゴールデンルートに外国人のお客様が集中しております。それを地方に引っ張ってくるということでは、現在観光庁で広域観光周遊ルートの造成という取り組みをしておりますが、そういう中で、九州、北海道、東北、いろいろな広域観光ルート、コースを提案していきながら九州との連携というものを視野に入れていきたいと考えております。

2点目の県内の観光と橋野の振興ですが、四つの観点で橋野の資源の活用を考えております。まず一つ目は教育旅行です。現在沿岸地域で取り組んでいる震災学習と世界遺産平泉との組み合わせにより、教育旅行の誘致に力を入れていきたいと考えております。

二つ目の国内一般のお客様については、世界遺産が二つあるという優位性を活用して、平泉とのつながりというもので情報発信を強化していきたいと思われ、沿岸ということで着目しますと、ジオパークとか、テレビドラマのあまちゃんて注目度を上げた三陸鉄道など、沿岸の資源との組み合わせというものも視野に入れながら情報発信をしていきたいと思われ。

三つ目は国際観光ですが、2019年には釜石でラグビーのワールドカップが開催されますし、翌2020年には東京でオリンピックが開催されますので、こちらへの集客力を活用しまして、橋野との組み合わせによるコースの国際的な認知度を上げていく活動を展開していきたいと考えております。

それから、四つ目ですが、こちらは特に盛岡が中心になりますが、MICE、いわゆる学会とか大会でたくさんの方々がいらっしやった際に、視察旅行、エクスカーションとして沿岸地域を訪れていただくということで、今年度からエクスカーションする際のバス代金の助成をしております。委員からの御提案にあったような、盛岡を中心とした内陸から沿岸に来ていただくというエクスカーションの中で、この橋野というものを活用することを視野に入れていきたいと考えております。

○齊藤信委員 この任期最後の委員会になります。県政最大の課題である震災復興について、中小企業分野でどういう復興の現状にあつて、どういう課題に直面しているのか。一つ目は被災した中小事業者の復興状況について、二つ目はグループ補助がどう活用されているのか、新年度の申請状況も含めて示していただきたい。また、この間、グループ補助については、繰り越しや事故繰越、再交付ということがあると思うので、そういう最新の状況も示してください。そして、二重債務問題の取り組み状況、現状について示してください。

○高橋経営支援課総括課長 被災中小企業の復旧、復興状況ですけれども、沿岸地区の商工会議所、商工会等の調査によると、平成27年6月1日現在で、被災した会員、事業所の73%が事業再開しているという状況です。事業再開した事業者の方々の課題としては、顧客や取引先の減少による売上げの減少、それから雇用、労働力の確保が大きな課題としてあげられております。

それから、グループ補助の状況ですけれども、平成26年度末までに交付決定した事業者は1,269社で、交付決定額は約790億円です。その中で再交付は194社、繰り越しが事故、明許を合わせて86社、合わせて280社が、平成26年度までに交付決定を受けたのですけれども、平成27年度以降も事業を行うことになっております。

今年度分については、ちょうど1次目の公募を実施したところで、今取りまとめをしているところですが、5グループ、実際にグループの中に入って補助事業をやりたいというところは三十数社になりますが、取りまとめ、整理しているところです。

もう一つ、二重債務の関係ですが、県内では岩手県産業復興相談センターと東日本大震災事業者再生支援機構の、大きく二つの機関が二重債務の対応をしているわけですが

も、岩手県産業復興相談センターでは、平成 27 年 5 月の段階で、債権買い取り支援決定が 101 件、そのほか条件変更等の対応もあり、167 件支援決定しております。それから、東日本大震災事業者再生支援機構では、県内事業者の債権買い取り等の支援決定が 145 社になっております。

○**斉藤信委員** 中小企業、これは商工会議所、商工会の会員で、厳密に言うと 72.8%。これは 6 月 1 日のデータですが、前回 2 月 1 日と比べると 3,200 社から 3,160 社と、40 社減少しているのです。最近はずっと再開率が減っているのです。再開したけれどもその後廃業したと。2 月 1 日から 6 月 1 日で 40 事業所が廃業ということで、この厳しさをリアルに見る必要がある。それと、確かに全体では 72.8%の再開なのだけれども、被害の大きいところ、山田町は 59.9%、大槌町は 56.1%、陸前高田市は 55.8%と、再開率は 50%台なのです。そういう被害の大きいところを見て支援策をしっかりと考えていただきたい。グループ補助は平成 27 年度で 5 グループ、三十数社ということですが、例えば商店街の再建は、区画整理事業、かさ上げなど造成が完了してからになるので、これからも復興の段階ごとにグループ補助というのは出てくると思うのですが、このグループ補助、二重債務の制度は、国でいけば 5 年間ということになりますが、来年度以降も継続されると受けとめていいのですか。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、グループ補助金について、国の復興予算の見直し等がありましたけれども、その中でもグループ補助金については、平成 28 年度以降もこれまでと同じ枠組みで事業をやっていくということで国の中でも整理されていますし、県としても、今後のまちづくりの復興状況に応じて、事業件数を想定した上で必要な事業費を見込んで、国に要望しております。グループ補助については今後とも引き続き実施していくことが重要だと考えております。

それから、二重債務の問題についても、相談センターはこれからも存続し続けていくことが重要だということで、国に予算措置等の要望をしているところです。

○**斉藤信委員** いずれ復興はこれからの正念場で、ことし、来年がピークになると思うのですけれども、そういう復興事業が進んで、やっと商店街の再建になるので、ある意味で商店街の再建が一番おくれた段階で出てくる。中心的な商店街はこれから本格的な再建の時期を迎えるので、ぜひグループ補助や二重債務がきちんと継続されて、積極的に活用できるようにしていただきたい。きょう宮古市に聞いたら、鉾ヶ崎と田老地区でグループ補助を申請したということで、宮古市はこれで最後、対象となる人たちは基本的には申請したという話を聞きました。

それで、沿岸の基幹産業である水産加工業について聞きたいのだけれども、本会議の答弁などでは 8 割方再開となっていますが、正確な水産加工業者の再開状況がわかるのか。それと、水産加工業で一番の問題は、販路の確保と、特に従業員の確保ですよ。私、毎月労働局の資料で調べているのだけれども、沿岸地域というのは復興事業で震災前よりも被雇用者数、労働者がふえているのです。ところが、水産加工は震災前と比べて約 1,500 人

減少なのです。全体として復興事業で労働者がふえているのだけれども、一番の地場産業、基幹産業で震災前から1,500人ぐらいが回復できていない。だから、売り上げを戻したくても戻せない。販路の確保と雇用者、従業員の確保というのがまさに切実で緊急な課題だと思うけれども、対応策はどうなっていますか。

○押切産業経済交流課総括課長 水産加工業の再開状況ですが、全体で83.4%ということで、建物や設備の半分以上が復旧した事業所については再開、復旧は進んでいる一方で、業績が震災前と同程度になっている事業所というのは28%で、全体の業種の46%に比べて非常に少ない数値になっています。

県としては、三陸復興商品力向上プロジェクトで、事業者の相談から試験販売、販路の拡大等を進めるとともに、いわてブランド再生事業等によって、いまだ続いている風評被害等の対策として、首都圏等での商談会等において正確な情報を発信していくという取り組みをしているところです。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 沿岸の水産加工業における労働力の確保状況ですが、労働力を示す指標として雇用保険の被保険者数というものがあります。沿岸4ハローワーク合計で、震災前の平成23年2月の食料品製造業の被保険者数は6,810人でした。それに対して、直近の平成27年5月のデータでは5,316人ということで、震災前に比べて1,500人分減っている状況です。参考までに、沿岸全体では震災前の被保険者数6万3,538人に対して、平成27年5月現在で6万5,899人ということで、全体としては2,361人ほどふえている中で水産加工業は減っているという状況です。

水産加工業というのは、地域において大切な産業だということで認識しておりまして、県としては、水産ジョブカフェいわてという、被災地支援、就業支援事業を行っており、その中で企業の労務、人事担当者に対して、採用力強化のためのセミナーとか、今若い方はこういったところの就職情報に関心を持っているといった対応策をやっております。ふるさといわて定住財団においては就職セミナー、就職企業相談会等に沿岸企業コーナーを設けるなどして、より多くの方に沿岸企業に目を向けていただく取り組みを行っているところです。

○斉藤信委員 山田町に行ったときに、町の担当者の話ですけれども、人材確保できれば幾らでも生産上げられますよという話でした。それだけ切実だと。最近報道でもありましたけれども、小野食品が大学生を含めて6人の学生を新卒で採用するとか、そういうふうに向きに新しい開拓をしている企業も出ているのだと思うのですけれども、今まで水産加工というのは臨時の女性の従業員が比較的多かった。改善の取り組みなどもあると思うのですけれども、今回生産設備を一新して、生産システムが改善されて、地元の高校生に選ばれる企業、職場になるということが、安定した雇用を確保する上で大変大事なのだと思うのだけれども、そういうことを含めて、ぜひ県として企業が助かるような具体的支援を強化していただきたい。その点、部長、どうですか。

○菅原商工労働観光部長 まずは水産加工業自体に競争力をつけていただくという観点

から、三陸復興商品力向上プロジェクトで、商品の力、いわば競争力を高める取り組みもしております。また販路の開拓ということで、相談会、あるいは大手量販店等の販路開拓支援にも取り組んでまいります。また、生産性向上も労働力確保に絡めて必要と思っております。最近、いわゆるカイゼンと言われる取り組みを行っており、平成26年度18社、平成27年度15社が生産性の向上にも取り組んでおります。

また、人材の確保という面では、これまで以上に高校生と地元企業とのマッチングを丁寧に行っていくほか、水産加工現場のイメージアップDVDを作成して、実際設備も更新されて新しくなって、きれいで安全な職場になっているということについて、求職者に向けて動機づけのPRを行っていくということ。若者の職場定着に向けて、企業向けのセミナーを開催するといったこと。あるいは賃金等雇用環境改善の要請を行っていくという取り組みを行って、水産加工業の人材確保を含め振興策を図っていきたいと思います。

○斉藤信委員 本当にこれから正念場を迎える。さっき答弁にあったように、今、復興事業で確かに労働者がふえているのです。ただ、これは復興事業が山を越えると同時に減っていくのも事実なのです。だから、基幹産業である水産加工業は、今の時期に力をつけないと落ち込むだけになってしまうし、新たな産業を興さないとまた雇用の場が確保できないということになるので、そうした新規事業の創出、誘致企業も含めて、状況をどう把握されていますか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 津波被災地、県内12市町村を対象地域とした、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金というものがあまして、これまで4次公募まで行われています。この中で33件が採択されており、その採択額が約120億円弱になっています。その中では、既に岩手県に立地している釜石のSMCとか、県北ではブローラーの大手、十文字チキンカンパニー等、県内の基幹企業も採択されており、増設をしていく予定になっています。

したがって、国内でも有数のマザー工場になってきますので、コアの取引先、そして周辺領域をその地域の核産業にして、新たな雇用の場を創出していきたいと考えています。

○斉藤信委員 もう一つ、大変大事だと指摘された問題なのですけれども、産業再生特区制度です。固定資産税の減免、不動産取得税の減免が5年間実施されていて、今のままだと来年の3月31日に終わってしまう。しかし、これから事業所が再建するし、再建したばかりという企業も少なくないわけで、この固定資産税の減免や不動産取得税の減免措置という制度が延長される必要があると思うのです。5年で終わるような復興ではないのですから。今どれくらいの件数が対象になっているのか、そして来年度以降の見通しはどうなっているのか、わかるでしょうか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 産業再生特区について、全体は復興局で押さえていますが、誘致企業の事業者指定について説明します。誘致企業は、現在76社が指定を受けております。御指摘のとおり、固定資産税、法人税の償却資産等の減免等がメニューになっており、誘致企業からは大変助かる制度だと聞いております。そういったこともあり、国

に対して、来年以降も特区が継続されるよう先般の要望に盛り込んだところです。

○**斉藤信委員** 聞くところによると、12月の自民党税制調査会を待たないと確実な見通しが立たないということです。自民党、しっかりやってくださいよ。本当に今復旧、復興を始めたばかりです。この制度はこれから本当に助かる制度ですから、今度の復興事業の負担みたいに5年たったらはしごを外すなんていうことは、絶対に許してはならない。こういう復興特区、産業再生特区制度は継続できるようにあらゆる努力をすべきだと思います。最後に部長に聞いて終わります。

○**菅原商工労働観光部長** 自民党税制調査会で最終的に決まるとすれば、国には要望しておりますが、これからも引き続き機動的な形で要望を重ねて、ぜひ特区継続を勝ち取っていきたいと思っております。

○**吉田敬子委員** 県内の就職支援についてお伺いいたします。2016年の新卒者から企業説明会の解禁時期が12月から3月に変更になりましたけれども、県でもことし4月と6月に就職ガイダンスを行っていると思っておりますが、参加者の動向と課題について伺います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** ふるさといわて定住財団で新規学卒者に対する企業説明会等を行っているところです。ことしの3月に東京で行った際の傾向としては、これまでないくらい多くの方に参加いただいたと聞いております。最近の6月の状況について、数は持ち合わせていませんが、昨年度に比べれば減っているということで、東京で行ったときには多くの方に来ていただいたのですが、最近の企業説明会の参加者は減っているということです。

いろいろな就職関係の会社等の情報を見ますと、就職活動が解禁になっていない中で、実質的な就職活動が行われているといったことも影響しているのではないかと考えているところです。

○**吉田敬子委員** 具体的な数は持っていないですか。もしあれば、あとでお伺いしたいと思います。私も学生から、就職活動解禁時期が遅くなったことで、短期決戦になっているという話を聞きます。首都圏の学生が県内に就職したくても、首都圏の活動と重なってしまうので、岩手県に戻ってくる時間もなかなかとれず、難しいという話を伺っています。2月の一般質問でも取り上げましたけれども、人口減対策の中で、ちょうど一番社会減のピークになる高卒、また女性の場合は22歳で就職時期が多いところの対策が大事だと思っています。

実際に、首都圏の大学生に就職活動について聞くと、彼らも一生懸命取り組まなければいけないと思うのですが、県内に就職したくても、就職の情報がなかなかとりづらいいということをよく耳にいたします。ジョブカフェいわてでは、ことしからキャリアカウンセラーが7人追加で配置されていて、Uターンセンター、県内外の就職面接会にも情報提供を行っていると思っておりますが、今年度は解禁の時期が変わったことも含めて、県として、その部分についての連携はどのように図られているのかお伺いします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 説明会の参加者数の資料を見つけたので報告しま

す。ことしの3月に東京で行ったU・Iターンフェアの参加者は144人です。これは近年にない多い数と聞いています。ことしの6月に就職ガイダンスをした際の参加者は310名です。昨年同期に行った就職面接会の参加者は346名ですから、減少しております。

就職情報がなかなか入手しにくいという御指摘に関して、県では、今年度から新しい事業として、今まで大手就職サイトを使ったことのない企業に対して経費の補助をするという制度を設けます。学生たちが実際に就職活動する際に、必ず1回はネットでどんな企業があるかという活動をするようなので、そういうところを支援していきたいと思います。

あとは、ジョブカフェいわてにおいて、若い人に県内にもこういった企業があるよというミニ説明会みたいなものを随時開催する取り組みをしております。中小企業ということではなかなか目を向けていただけない傾向もあると聞いておりますが、細かなことですが、県としてはジョブカフェいわてと、そういったことを一つ一つ積み重ねていきたいと思っております。

それから、ジョブカフェいわてと、県立大学や岩手大学に出向いて、就職するというところについてのキャリア形成について支援を行っております。そういった形で、若い方がより多く県内に就職していただけるように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○吉田敬子委員 先ほどの数は東京での数だと思うのですが、ふるさと定住財団が4月と6月に滝沢の産業文化センターで行ったと思うのですが、そちらも後で教えていただきたい。大手就職サイトに補助されるということで、それもやっていただきたいと思うのですが、サイトを見ても中小企業はなかなか知られていないところが多い中で、国の予算を使って、県外の学生に県内に来てもらえるようなインターンシップ制度をやっている民間の団体も県内にいるので、そういったところとも連携していただきたい。せっかくジョブカフェいわてですばらしい取り組みをされているので、8月にも秋葉原でセミナーをやるはずなので、そういうところで、インターンシップも含めて県内でこういった活動をしているとか、こういう取り組みをしているところもあるという紹介だけでもいいのでやっていただきたい。雇用が一番大事だと思っていますので、ぜひ県内に若い世代の人が帰ってもらえるような仕組みづくりを、引き続きお願いします。それに関する所見を伺って終わります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 若い方に中小企業に関心を持ってもらう取り組みですが、実際に国の助成を得ながら、沿岸地域でそういう活動をやっている方がいるということは承知しています。長期的なインターンシップをやりながら、具体的に企業就職ということを経験していただいて、企業に目を向けていただく取り組みをやっていると聞いています。県としても、そういう取り組みについて話を聞きながら取り組んでいきたいと思っております。

あと4月の状況ですが、昨年4月にアピオで行った就職面接会には619人参加したと聞いていますが、今年度の状況は手元にありませんので、後でお知らせしたいと思います。

○飯澤匡委員 最後の委員会ですので、ずっと取り上げていたD I Oジャパン問題と山田

町のNPOの問題について。

最初に、DIOジャパン社問題は、補助金の返還等について、国とのやりとりは今どういふ状況にあるのか。県は当該市町に一切迷惑をかけないと答弁されております。その状況についてまず第1点。

2点目は、山田町のNPOの問題ですけれども、2度にわたる議会の決議による第三者委員会における検証作業は、公判の状況を見ながらということで一向にやっていないわけです。県民に対する説明責任がまだ問われているのですが、執行部もかわったことですし、公判の状況とあわせて、県のこれからの対応についてお伺いしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 DIOジャパンの補助金については、現在当該市町と連携しながら、返還額の確定に向けた調査を進めているところです。返還については、できる限り当該市町の返還額が少なくなるように、当該市町の意向を聞きながら調査を進め、必要な事項については国と協議を進めているところです。

○菅原商工労働観光部長 山田町のNPOの関係ですが、議会の決議には具体的に対応しなければならないと思っております。ただ、今裁判や会計検査院の検査が継続している中で、一定の結論を導き出すような検証を再度やるというのは差し控えるべきであろうということから、さきの2月定例会の際に、外部の方に検証結果の内容についての所見をいただいております。ただし、それをもって決議への対応が終わったとは考えておりませんので、今後会計検査院の検査結果が公表となった場合等において、その具体的な内容をきちんと見きわめた上で、どのような対応が必要となるか検討してまいりたいと思っております。

DIOジャパンの関係、山田町のNPOの関係、それぞれについて、今具体的に御説明できる内容を持ち合わせていませんが、いずれ状況に変化が生じた場合には、議会に対して適切に説明を行っていく考えです。

○飯澤匡委員 DIOジャパン社の問題ですけれども、具体的な補助金の返還額については、まだ確定していないのですか。県と当該市町との応分割合について、これぐらいでどうかというようなお話をしているのでしょうか。その事実関係と、今どういう調整をしているのか、その点について明確にお示してください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 DIOジャパン関係の補助金の返還請求額については、現時点ではまだ固まっていない状況でして、立地市町において請求額の確定に向けた調査を行っているところです。県と当該市町との負担につきましても、関係法令に基づいて執行されるものですが、当該市町における補助対象経費の取り扱いの考え方などについて理解が得られるよう、国にしっかり説明を行って、できる限り当該市町の負担とならないように努めているところです。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

○斉藤信委員 大事なことを忘れました。中小企業振興条例と県が締結する契約に関する条例が制定されて、それぞれの条例に基づいて今どういう取り組みがなされているのか。

今後どのように進めるのか。特に中小企業振興条例は、岩手県の中小企業振興、労働者の89%は中小企業が占めているという点で大変大事な取り組みだと思うので、それぞれの条例に基づく今の取り組みの現状、今後の見通しについて示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業振興条例の中で基本計画を定めることになっておりまして、現在、中小企業者及び中小企業団体から意見を伺うための基本計画検討委員会を立ち上げる準備を進めているところです。全体のスケジュールとしては、こうした委員会の意見、あるいは県民からの意見を伺いながら、商工観光審議会での議論もいただいて、年度内に基本計画を策定したいと考えております。

○工藤労働課長 県が締結する契約に関する条例の来年4月からの本格施行に先立って、その一部、基本理念ですとか、契約審議会に関する規定が4月から施行されており、この条例に基づく岩手県契約審議会を6月に設置しました。第1回審議会を6月22日に開催して、審議のスケジュールですとか、条例による施行規則、方向性、それから県の取り組みの方向性の検討スケジュール等について審議していただいたところです。

今後はこういった規則、方向性とか県の取り組み、条例に基づく取り組みの方向性について審議会で審議いただきながら、平成28年4月の本格施行に向けて検討を進めてまいります。

○斉藤信委員 中小企業振興条例については、基本計画の検討委員会をいつ立ち上げて、どういうメンバーでやるのか。私、このメンバーがすごく大事だと思うのです。各団体の代表者ということだけでなく、中小企業の現場で苦勞している方、若い方、女性とか実態をわかって具体的な議論ができるようなメンバーをしっかりと選んで進めることが必要だと思います。もう一つ、年度内に基本計画を策定するというのはいいのだけれども、あと半年ですよね。かなりタイトなのだから、きっちり議論を深められるように進めることが必要だと思うので、そこらをもう少しリアルにやってください。

県が締結する契約に関する条例については、6月22日に契約審議会をやったということでした。私は、県が締結する契約に関する条例の一番の弱点は賃金条項が入らなかったことだと思うのです。これも今後の検討課題になっていました。そこで、私は議会で具体的に指摘しているのだけれども、例えば公共事業の労務設計単価で大工は約2万円です。しかし、実際現場で働いている大工の報酬は1万2,000円ぐらいなのです。公共事業によってワーキングプアが生まれないように、そういう実態把握、実態調査を踏まえて、県が締結する契約に関する条例がきちんと生かされるようにやってほしいと思いますけれども、この2点を聞いて終わります。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業振興計画について、外部検討委員会のメンバーについては、中小企業団体、それから実際の中小企業者の方にも入っていただきたいと思っておりますが、具体的に実質的な討論をするところの規模感などもありますので、そういったところも含めて、具体的なメンバーを検討したいと考えております。

それから、スケジュールについては、確かに必ずしも余裕があるわけではありませんが、

中身を具体的にできるだけ検討を進めて、きちんとした計画がつかれるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○**工藤労働課長** 県が締結する契約に関する条例に関しては、条例が制定されるまでもさまざま調査ですとか、いろんな方々のお話を聞いて制定しておりますが、制定後についても引き続きいろいろな意見を聞いたり、調査をしたりしながら進めてまいります。そして、条例の規定による県の取り組み、それから受注者等の遵守事項の規定の運用を通して、条例の目的である労働者の労働条件の確保を含む条例の趣旨が図られるように、審議会の審議をいただきながら進めていきたいと考えております。

○**高橋元委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

なお、当商工文教委員会は本日が任期最後の開催となります。商工労働観光部の皆様には、終始誠実な御対応により委員会の円滑な運営に御協力いただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。それでは、商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋教育長** 冒頭に時間をいただき、大変申しわけございません。今年度に入り発生した教職員による不祥事3件についておわびを申し上げますとともに、その内容と今後の対応等について御報告させていただきます。

直近のものから、1件目は先週発生した事案についてです。八幡平市内の小学校に勤務する常勤講師が、盛岡駅構内において女性のスカート内を盗撮した容疑で7月2日に逮捕されたものです。今後本人からの事情聴取を含め事実関係を確認するとともに、刑事上の手続状況等を踏まえた上で厳正に対応してまいります。

2件目は、盛岡市内の小学校に勤務する教諭が、5月5日に盛岡駅周辺の駐車場付近において公然わいせつの容疑で現行犯逮捕され、その後起訴されたという事案です。この教員の処分については、6月26日に盛岡地裁において、執行猶予はついたものの懲役四月の判決が下されており、同人が控訴しない場合には地方公務員法の定めにより失職することになります。控訴する場合は、判決の確定状況等を踏まえ厳正に対処してまいります。

3件目ですが、4月に、県北教育事務所管内の小学校の事務職員が前任地である紫波町内の小学校において、PTA会計から現金を不正に引き出し、着服、文書偽造等を行う事案を確認したものです。当該職員については、6月10日付で懲戒免職処分としたところですが、公金に準ずる資金を長期にわたり私事に使用し、またその事実の隠蔽を図るなどしたものです。

いずれの事案も、児童生徒の健全な育成を担う教職員として断じて許されない行為であり、このような不祥事が発生したことに對し、この場をおかりしまして心からおわびを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、これらの事案発生後、直ちに県教育委員会、市町村教育委員会所管の全所属に対して、職務内、職務外を問わず法令遵守意識を徹底するとともに、会計事務についてはチェックシステムの強化等、適正な処理の徹底に取り組むよう強く指示したところでございます。

いずれにいたしましても、逮捕事案を含む悪質な不祥事が相次いで発生したことを極めて深刻に受けとめているところであり、全力を挙げて再発防止に努め、県民の皆様の信頼回復に取り組んでまいり所存でございます。大変申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 156 号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○今野教職員課総括課長 計画的な教職員定数改善の推進についてです。国においては、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定については、平成 18 年度以降、見送りをしているところです。本県における少人数学級の推進については、平成 18 年度から小学校 1 年生で 35 人学級を導入し、その後小学校 2 年生、3 年生、それから中学校 1 年生に順次拡大して、昨年度から小学校 4 年生に導入したところですが、新学習指導要領の円滑な実施とか、個に応じたきめ細かな指導の実現など、さまざまな教育課題に対応して、安定した教育成果につなげていくためには、国による複数年先を見込んだ計画的な定数改善が不可欠です。現場の実情に応じた少人数学級の実現、それから少人数指導の充実に向けた新たな定数改善計画の策定について、早期に実施するよう要望しているところです。

続いて、義務教育費国庫負担割合の 2 分の 1 復元についてです。義務教育費国庫負担については、これまで地方六団体、それから中央教育審議会等の場においてさまざまな議論がなされてきたところで、平成 17 年 11 月 30 日ですが、政府与党の合意によって、義務教育についてはその根幹、機会均等、水準確保、無償制というものを維持して、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされているところです。

費用負担については、平成 18 年度から国の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更となり、減額分については税源移譲されているところです。この負担割合の復元について、現在のところ国において特に議論されている状況にはないと承知しています。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 まず、全国的に見て、自治体で行っている少人数学級の現状と課題について伺います。それから、岩手県では 2013 年度に小学校 3 年生、2014 年度に小学校 4 年生に少人数学級が導入されました。これは加配で行ったということですが、現状と課

題についてお伺いします。2015年度の分もおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

それから、義務教育費国庫負担金と人材確保のかかわりについて、総額裁量制になってから講師の数がふえたという声もありますけれども、そのあたりもお伺いします。

○佐藤小中学校人事課長 少人数学級を実施している他県の状況ですが、平成24年3月の全国調査による研究報告書によると、少人数学級の財源として、国の定数、国の加配のみで配置している県が約43%。国の定数、国加配と県単費の組み合わせで措置している都道府県が約57%となっています。

今年度の実施状況については、全国調査は見当たらなかったもので東北6県についてのみ聞き取ったところ、本県と宮城県が国の基礎定数と国加配の振りかえにより実施し、他の4県は県単を組み合わせながら少人数学級を実施しているということでした。今年度から青森県では小学校4年生、秋田県では小学校5年生まで拡充しているところですが。

課題ですけれども、各県とも国加配が減じられる中で、県単独予算を増額して対象学年を拡大することは難しいと考えているようです。国が進める財政健全化の流れの中で、教職員数の合理化が取り上げられるなどしていることから、国加配については、より注視していかなければならないという考えをまとめたところですが。

続いて、小学校3年生、4年生の少人数学級導入の現状と課題について、小学校3年生、4年生は少人数指導との選択制により実施しているところですが、今年度の小学校3年生における35人学級は、対象31校中23校で、小学校4年生における35人学級は、対象22校中17校で実施しています。少人数学級導入の課題としては、小学校3年生、4年生においては、増加した学級数分に対しての加配措置は、1学級増に対して1人の加配になっており、一層の充実を求める声が聞かれております。また、小学校5年生に進級した際の40人学級のギャップへの対応などが挙げられているところですが。

義務教育費国庫負担金と人材確保のかかわりについて、講師との関係ということでしたが、本県における教職員定数については、厳しい財政事情もあることから、学校現場の声も集約しながら、標準法定数に加えて国の加配を最大限有効に活用して、各学校のニーズを踏まえた人員体制を確保できるよう努めているところですが。講師、本採用、そして再任用という要素も入ってきていますので、総合的に見ながら今後の任用について検討していきたいと思っております。

今後も各学校、市町村の状況、要望等を十分把握した上で、国に対し継続して教職員定数の改善を働きかけるとともに、復興加配の継続についても要望していきたいと考えております。

○小西和子委員 小学校3年生、4年生の少人数学級につきましては、現場のさまざまな状況もあるとは思いますが、未実施校も数校ずつあるということは、それぞれの現場では少人数学級を導入することで職員数が足りなくなり、厳しい状況になるということのあらわれかと思っております。このような状況ですから、各県で少人数学級をさらに推し進めるということは大変難しい状況にあります。

先ほどの国庫負担とのかかわりもありますけれども、学校を訪問すれば、まず校長先生からも教職員からも現場はとにかく人が足りないと言われます。そういうことを踏まえて、国において定数改善を行うべきだと考えますが、教育長の所見はいかがでしょうか。

○高橋教育長 小学校4年生まで拡大したことについては、少人数学級でいくか、少人数指導で対応するか、選択制にしているところです。基本的には、限られた経営資源の中で子供たちをより丁寧に指導する体制というものについて、現場の実情に即して対応する必要がありますと思っています。一方で、教員の多忙化の話もございます。教育というのは将来に対する投資ということですので、人口減少時代にあつて、より丁寧な教育をしていくというのは大きな時代の流れだと思っています。

そういう中で、義務教育は全国的に最低限の教育を保障するというものですから、職員定数については、一義的には国できちんと定数措置をするということが大事だと思つていまして、これまでも基礎定数と合わせて加配定数の充実について要望してきているところです。今後もその方向に向かって実現できるように努力していきたいと思っています。

○斉藤信委員 今県内の実施状況も出ましたが、小学校3年生では実施が23校で未実施が8校ですか。小学校4年生では実施が17校で未実施が5校。35人学級の取り組みについては毎年県教育委員会が検証して、その成果も積極的に明らかにされているのけれども、それにもかかわらずなぜ対象になつても未実施になっているのか。具体的な理由を示していただきたい。

○佐藤小中学校人事課長 未実施の理由ですけれども、少人数指導を取り入れることにより、これまで以上に児童一人一人に応じた指導ができる。または、チームティーチングによりきめ細かな指導で、個に応じた指導が可能となる。学習手段の一層の活用を図ることができる等々により、チームティーチング、少人数指導を選択しているということが挙げられております。

ただいま御指摘のとおり、少人数学級については非常に高い成果をいただいております。各学校から他学年への拡充の意見も聞こえております。一方で、子供たち一人一人の状況を見たときに、少人数指導のほうが効果が上がると判断している学校もあることから、学校の状況をより総合的に見ながら市町村教育委員会と協議して、望ましい方向に進んでいければいいと思っております。少人数指導、少人数学級どちらも併用することでより効果が上がると考えていますが、定数に限りがあることなので、より効果的な運用ができるように県としても努めてまいりたいと考えています。

○斉藤信委員 せっかく対象になつても選択制で未実施ということで、これは少人数学級を導入するときもそうでしたが、先生の中には少人数指導の信奉者みたいな人がいて、県教育委員会が35人学級の取り組み事例を毎年検証している割には、余り浸透していないのではないかと思います。校長先生の個性に選択制が任されているところは正しくないのではないかと。少人数学級と少人数指導というのは対立するものではありません。少人数学級を土台にして少人数指導をやられるということが一番望ましいのです。ただ、十分な教員

の配置がないから。最大の要因は、小学校3年生、4年生でやっても、結局5年生、6年生になるとまたもとに戻るといふ不安も一方であるのではないか。だから、小学校5年生、6年生まで拡大して、全学年で実施することが、先生方が安心して効果の高い少人数学級に取り組む大前提で、これは4年生でとどまるものではないのだと思うのですけれども、いかがですか。

○佐藤小中学校人事課長 学級についての考え方は、全国教育の均等という観点からも国が責任を持って措置するものと考えているところですが、一方で、財政健全化の中で、加配の数もままならない不透明な状況がございます。その辺を見通しながら、今後の少人数教育のあり方について検討していかなければならない。そして、各学校から少人数学級の拡大を求めるといふ言葉をいただいて、これも十分承知しておりますので、国の状況、それぞれ市町村の状況を見ながら最終的には判断していきたいと考えております。

○斉藤信委員 実は、35人学級の拡充というのは、国会で決議されて実施したのです。そして、学年ごとにこれを進行させるということで、1年生は制度化された。2年生になったら、予算措置はしたけれども制度化しなかった。ここでブレーキかけたのは安倍内閣だったのです。学年進行でこれを拡充するという方向が、今ストップしているというのが実情です。

ところが、少し変化が起きました。今の国会で、安倍首相が35人学級の実現に向けて努力をしていきたいと答弁したのです。これ私は変化だと思っているのです。ですが、財政制度審議会、財務省が抵抗勢力になっています。少人数学級は効果がないとか、四万何千人減らせとか、本当に過去の遺物のような異常な抵抗勢力になっている。しかし、肝心の安倍首相も35人学級の実現に向けて努力していきたいという国会答弁をしたというのは、私は大変大事な変化だと思っていますので、ぜひそういう変化をよく見ていただきたい。教育長にお聞きしたいのだけれども、本来、小学校全学年で実施されるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○高橋教育長 本県では少人数学級について段階的に推進してきましたが、これは現場の学校からの評価、それから市町村教育委員会の評価は極めて高いと認識しています。小学校3年生、4年生については、7割以上が少人数学級に踏み込んでいるということで、少人数指導のよさというものを強く感じている学校がある一方で、大方としてはそういう流れにあるのかなと思います。ただ、やってほしいという現場の声は強く受けていますけれども、基本的な方向性といったときに、確かな職員定数の裏づけがないといけない。それを実現するためには、やはり文部科学省、それから財務省の理解を得るといふことも大事だと思っています。これまで再三にわたって定数改善の要望をしてきました。今後も、その実現に向けて努力していきたいと思っています。

○斉藤信委員 これで終わりますが、日本共産党は、こういう安倍首相の前向き答弁に注目しておりますが、全学年で35人学級を実施するとして、その財源も示したのです。よく見ると、例えば来年度から毎年、学年を進行させるとすれば、2016年度は16億円、17

年度は 22 億円、18 年度は 34 億円、19 年度は 45 億円程度の財源で、学年進行で拡充できる。この程度の額なのです。それは子供たちが減っているということもあります。だから、そんな莫大なお金がかかるわけではない。その気になったらすぐできるという代物。大体去年の税収が 2 兆円ふえたのですから、その税収を少し教育に回せば、財源的にも小学校全学年の拡充はすぐにでも可能だと思うので、ぜひこの請願をそういう点で採択をしていただきたい。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 157 号学生が安心して使える奨学金を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○菊池特命参事兼企画課長 まず、学生に対する奨学金制度の概要ですが、大学、専修学校専門課程等の高等教育に関しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金貸与事業を行い、一方高校については、主として日本学生支援機構から移管を受けた公益財団法人岩

手育英奨学会が奨学金を貸与しているものです。

奨学金を含む学生への経済的支援のあり方については、昨年8月、文部科学省の検討会が制度の改善の方向等に関する報告書をまとめております。その中で、今後の改善の方向として、日本学生支援機構の奨学金は無利子が根幹であり、有利子は補完であるとの原則に立ち戻り、無利子を基本とする姿を目指すこと。二つ目として、卒業後の職に応じて返還額が変動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金の導入に向けた整備を着実に進める必要があること。三つ目として、高等教育の漸進的無償化の理念のもと、給付型支援を充実していくことは我が国の高等教育における重要な課題であり、将来的には給付型奨学金の創設に向けた検討を進めていくべきであること等が示されたところです。国においては、これらを踏まえて無利子奨学金事業の拡充、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度導入に向けた制度設計等、奨学金事業の充実に取り組んでいるところと聞いております。

次に、請願事項1について、現在の日本学生支援機構の奨学金は無利子または有利子の貸与となっております。文部科学省では、平成24年度予算の概算要求の折、給付型奨学金の創設を要求したところですが、予算計上は見送られたという経緯があります。貸与を受けた奨学金等は、原則として卒業後に返還しなければならず、これを延滞した場合、年5%の延滞金が課せられます。なお、返還の免除ではありませんが、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還を猶予する所得連動返還型無利子奨学金制度が平成24年度から導入されております。

次に、請願事項2について、現在県が直接実施している奨学金は、東日本大震災津波の遺児等を対象とするいわての学び希望基金奨学金、そして非課税世帯の高校生を対象とする高校生等奨学給付金の二つであり、ともに給付型となっております。一方、公益財団法人岩手育英奨学会が実施する奨学金事業は、三つのタイプが設けられていますが、全て無利子の貸与となっております。このうち、東日本大震災津波の被災者を対象とする奨学金は、卒業後の収入が一定の基準を下回る場合、願い出により未返還額を免除するという実質的に給付に近い制度となっております。なお、返還が滞った場合の延滞利息については、5%または10.95%とされておりますが、岩手育英奨学会ではそのあり方を含め、現在検討しているところです。また、旧日本育英会の奨学金については、平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画に基づいて、高校生を対象とした制度は都道府県に移管するものとされ、高校生分は地方が、高等教育分は日本学生支援機構が実施するという体制になったものです。

次に、請願事項3について、これまで申し上げたとおり、県が実施主体の奨学金は給付型です。県以外の法人の奨学金の貸与者、滞納者と、個別の情報は個人情報保護の関係上、県が入手することには制約がありますので、実態調査の実施については困難であると考えております。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 学生の奨学金の問題は本当に大きな社会問題であり、教育問題に発展して

います。ヤフーの知恵袋でも奨学金、結婚という項目があるのです。奨学金を返済できないために結婚できない、結婚してみたら妻が奨学金の滞納を抱えていたとか、そういう形でも大変深刻な社会問題になってまいりました。大学生の日本学生支援機構における滞納者の実態、滞納額はどうなっているか把握されているでしょうか。

○菊池特命参事兼企画課長 日本学生支援機構の奨学金の滞納者ですが、平成 25 年度末で、延滞三月以上が 18 万 7,000 人、三月未満の延滞が 14 万 7,000 人、計 33 万 4,000 人で、返還を要する人に占める延滞三月以上の者の割合は 5.3%です。

○斉藤信委員 今回の滞納者は延滞がついた分ですね。つかない分を含めると、全体の 8 人に 1 人になっているのです。例えば月 10 万円を 4 年間借りると 480 万円ですね。そうすると、返済総額は 600 万円を超えるのです。大学を卒業したときに 600 万円を超える借金を抱えることになるのです。

有利子の場合は、大体月に 2 万数千円で 20 年間の返済になります。22 歳で無事就職したとして、43 歳まで返済することになるのです。毎月 2 万数千円です。まともに就職すればいいけれども、先ほど商工労働観光部でも議論したように、今若者の 2 人に 1 人が非正規雇用です。年収 200 万円程度では、とてもじゃないけれどもこの奨学金を返せない。また、奨学金があるために結婚をためらう、結婚できない。夫婦で奨学金を返すなんていうケースもあるのですが、奨学金返済だけで月 4 万 5,000 円とかになるのです。これは本当に深刻な問題で、先ほど参考説明にもありましたが、奨学金制度というのは最初は無利子だった。ただ、枠を拡大するときに例外的に有利子を導入したのです。ところが、今 7 割方有利子なのです。例外が当たり前になって、この枠が 10 万円まで拡充されたわけです。だから、圧倒的には有利子の教育ローンですよ。こういうのは、諸外国でいったら奨学金とは言わないのです、教育ローンなのです。私はよく生活相談をやるのですけれども、500 万円、600 万円借金抱えるなんていうのは、まず自己破産の対象です。ましてや、まともな職につけなかったら返せない。

私はそういう点で、今奨学金制度というのは抜本的な改革を求められていると思います。先ほど説明もありましたが、無利子を基本にするというのは最低限のことです。最初から無利子が基本だったのですから。もう一つは、所得連動型奨学金にする。これは一部、年収 300 万円以下だったら免除されるというのがありますが、こういうものが全面的に実施される必要があるのだと思うのです。

今猶予期間が 5 年から 10 年に延びたのです。ただ、10 年たったら返せる保証は一つもないのです。10 年たったら自己破産というふうになっているのです。そういう点で、今奨学金制度の抜本的改革が必要で、制度改善の報告でもそういう基本方向は出ているけれども、いつから実施されるかわからない。示された改善方向は直ちに実施される必要があるのではないかと。そして、基本的に奨学金に延滞利息というのも問題だし、延滞利息という制度も、これはローンの発想です。これをなくすのは余りにも当然ではないかというふうに思いますが、いかがですか。改めてお聞きします。

○**菊池特命参事兼企画課長** 委員御指摘のとおり、旧日本育英会の制度ができた際は無利子が基本でしたが、現在はそれが大きく逆転しておりまして、奨学金の事業、貸与者自体は大きく増加しておりますが、これは主として有利子の貸与人員がふえたためです。先ほど説明しました文部科学省の報告書の中にもありますし、委員御指摘のとおり、本来日本学生支援機構の奨学金は無利子が根幹であり、無利子の補完ということに立ち戻るべきだということが指摘されております。

その他、返還の制度ですとか指摘があるわけですが、給付型については漸進的無償化ということで、まず有利子が無利子へ加速化させる、それから返還しやすい環境をつくる。その上で将来的には給付型も検討するというので、徐々に改善の方向に向かうべきものと考えております。

○**斉藤信委員** 給付型の奨学金制度の創設を求めているのですけれども、大学の学費があるところで、給付型奨学金のない国は先進国で日本だけなのです。アメリカもちゃんと給付型の奨学金があって、学費がないところもあります。EUなんかは大学の学費も無料というのが基本です。だから、日本は世界一高い学費と言われてます。今国立大学の初年度納入金は83万円ですか。文系で115万円、理工系だと150万円になっていますね。こんな高い学費なのに給付型の奨学金制度がない。まさに世界最悪の状態、そのことが奨学金を借りなければ大学に入れない、大学生活を維持できないということになっている。

今奨学金を利用している学生はどのぐらいあるかといいますと52%、2人に1人です。仕送り額は、10年前は大体月に10万円あったけれど、今7万円です。親の収入がこの10年間で60万円減ったのです。そしてアルバイトの料金は大体6割、7割に減ったのです。仕送りは減った、アルバイトの料金も減った、だから本当に奨学金に頼るしかない。あげくの果てにブラックバイトです。大学の授業にも出られないようなブラック企業の予備軍ですね。こういう、我々が考えられないような矛盾の集中点に学生がいるということをしつかり認識した上で、改善の方向は一步前進だけれども、あくまでも方向で、いつから実施するかははっきりしていない。これは直ちに実施すべき中身ではないかと思えます。

それで、先ほどの給付制奨学金は既に実施されているという話ですが、今どういう形で実施されているのか、その対象はどうなっているのか、もう一回説明してください。

○**菊池特命参事兼企画課長** 既に実施されている給付制奨学金ですが、請願事項2に係る説明でして、県が直接実施している二つの奨学金については給付制ということです。一つは、東日本大震災津波の遺児、孤児を対象としたいわての学び希望基金奨学金、それから非課税世帯の高校生を対象とした高校生等奨学給付金の二つで、県が直接実施している分については給付型です。一方、岩手育英奨学会が実施している奨学金については貸与型ですが無利子です。

○**斉藤信委員** 対象、利用状況は。

○**菊池特命参事兼企画課長** いわての学び希望基金の奨学金の対象者は東日本大震災津波の遺児、孤児です。それから、高校生等奨学給付金については非課税世帯の高校生です。

人数ですが、高校生等奨学給付金については、平成 26 年度の実績で 1,814 人です。前後しますが、いわての学び希望基金の奨学金については、小学校から大学生まで含めて 497 人に奨学金を給付しております。

○**斉藤信委員** 二つの制度で給付制奨学金が部分的に実施された。大震災の遺児、孤児を対象としたいわて学び希望基金を活用した給付金は大変喜ばれているし、低所得者向けで 1,814 人対象に給付された。これは授業料免除を一部削って、その財源をこっちに回したという経過はありましたけれども、こういう形で一部給付制の奨学金制度がつけられたことは評価したいと思うのです。だから、そういうものをさらに大学生にも拡充していく。そして、岩手県の場合、専門学校生もかなりの比率を占めるので、専門学校生も活用できる制度に拡充するということが必要ではないかと思いますが、その動きはどうか。

○**菊池特命参事兼企画課長** 現在県が実施しております給付制の奨学金のうちいわての学び希望基金奨学金については、専門学校等も対象にしております。それから、高校生等奨学給付金ですが、これは国の補助により実施しておりますので、その根拠が国の予算措置ということになります。国において毎年予算を計上のうえ補助していただき、県が実施しているものなので、これを引き続き来年以降も実施したいと考えておまして、去る 6 月に実施しました平成 28 年度予算の政府予算提言要望においても、現在実施している高校生の奨学給付金の財源の確実な確保を要望したところです。

○**斉藤信委員** そういうことで、今度の奨学金にかかわる請願というのは大変タイムリーで、今の深刻な状況を打開する大変重要な請願ではないかと思えます。長野県は給付制奨学金の導入を県レベルでは初めて行ったという指摘があるのですが、承知していますか。

○**菊池特命参事兼企画課長** 承知しておりません。

○**斉藤信委員** わかりました。以上、現状と課題などについてお聞きしました。若者が本当に希望が持てる、とりわけ学生がブラックバイトに侵されずに学びに専念できるような状況をつくるためにも、奨学金制度の抜本的な改善が必要ではないか、この採択を強く求めて私の質疑は終わります。

○**神崎浩之委員** 採決で驚かれるとあれなので、賛成の立場から意見を申し上げます。

給付型奨学金の推進ですけれども、自民党政権にかわりまして、高校の無償化に絡めて私学まで拡大されるという流れがあります。昨年から高校生は実施されておりますけれども、大学生につきましては残念ながら有利子奨学金の数が多いわけでありまして、これがなかなか頭の痛いところであります。まずこれを無利子の奨学金というふうに推進し、行く行くは所得連動型の奨学金という方向に進めるべきではないかと思っております。そういう観点から、給付型奨学金の推進については賛同という立場でこの請願に賛成したいと思います。

○**高橋元委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになれば、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 まず一つ目ですけれども、今後の県立高校に関する地域検討会議（第2回）の開催についてという案内が届きました。1回目の地域検討会議と2回目の地域検討会議の違いは何なのか。1回目と2回目の間にどのような作業や検討を行うのか、お伺いしたいと思います。

○木村高校改革課長 高校再編について、第1回の地域検討会議等ですが、5月20日の担当ブロックにおける今後の県立高校における地域検討会議意見交換会を行い、地域の皆様から高校再編全般にわたっての意見を伺ったところです。主な意見としては、小規模校の存続や、それに関連した各高校の魅力づくりが必要といった意見や、1学級の定員等の意見が出されたところです。ここで出された意見を踏まえて、県教育委員会内の関係課長で構成する会議等を通じて、学校、学科の配置、そして小規模校の取り扱い、学級の定員、通学支援などについて検討を行った上で、7月下旬から8月にかけて第2回の地域検討会議を開催して、小規模校における教育の質の保証に向けた地域との連携、協力のあり方、そして通学支援のあり方等についてテーマを絞って議論を行う予定にしております。

○小西和子委員 県教育委員会内で検討した案は、事前に各委員とか議員には送付されるということによろしいでしょうか。

○木村高校改革課長 議員の皆様には、事前に送付いたします。

○小西和子委員 二つ目、高等学校等就学支援金制度ですけれども、昨年度から導入されてきて、大変混乱を来しました。ただ、県教育委員会と現場の事務職員でワーキンググループをつくって協議をし、国にも要望して課題を解決していったと認識しております。それについて、今の問題点と対策等についてお伺いします。

給付型奨学金については、先ほどの説明で大体理解できましたので、申請数と給付数、給付額についてお伺いしたいと思います。この奨学金は単年度ごとだと捉えておりますけれども、来年度も継続するように国に要請するというのでいいのか伺います。

○滝山予算財務課長 高等学校等就学支援金の問題点とその対応について、支援金の対象となる生徒が、制度の理解不足や手続の不備等により不利益をこうむることがないように、制度の周知や手続の簡素化を図ることが課題であると考えております。対応としては、わかりやすいリーフレットの作成、配布や、入試説明会での説明など、学校と連携して中学3年生を中心に早目の周知活動に取り組んだほか、申請手続の簡素化について国に要望し、平成27年度においては申請書へのひとり親世帯の理由記載の簡略化、様式の統一化等、簡素化が図られたところですが、今後においても、学校現場の状況を踏まえ、必要に応じて国に要望しながら制度の円滑な運用を図ってまいりたいと考えております。

○菊池特命参事兼企画課長 高校生等奨学給付金の給付実績ですが、昨年度の給付人員は1,814人で、給付総額は1億2,900万円余です。1人当たりになると、非課税世帯の第1子の場合、全日制の公立高校に通っている方は年額3万7,400円を支給しております。設置主体別、それから生活保護世帯であるか、非課税世帯であるかによって額が若干相違しておりますし、また、第1子であるか、第2子以降であるかによっても大きく額が異なりますが、例えば非課税世帯の第2子で全日制の県立高校に通っている方の場合は、年額で12万9,700円の給付になります。

申請数と給付数の関係ですが、支給対象が市町村民税の所得割が非課税、または生活保護世帯ということで基準がはっきりしておりますので、申請された方全てに給付しているものと考えております。

○小西和子委員 昨年度は大変混乱したわけですが、県教育委員会と事務職員がタッグを組んで、解決に向けて苦労されたと聞いておりますので、今後ともそのような方向で課題に向かっていたいただきたいと思います。

それから、給付型奨学金について、高校に入ると授業料以外にいろいろな経費がかかります。それを補うためのものと言われておりますので、これもさらに拡大するような形で国に要請をしていただきたいと思います。貧困の連鎖を断ち切るためにも、これは重要な制度だと考えております。一番いいのはまた授業料の完全無償化を実施することだと思いますけれども、今の時点ではそういうことを要望したいと思います。

次に、教職員の多忙化解消に関する協議において、さまざま検討されたと思いますが、その進捗状況についてお伺いします。

○今野教職員課総括課長 多忙化解消に向けた検討委員会での進捗状況について、本年1月に、より具体的で、かつ効果もあるという形で取り組みを推進していくために、県教育委員会に職員団体、市町村教育委員会を交えた協議の場を設置して、検討、協議を重ねているところです。

現在、最初のテーマとして、各学校における労働安全衛生体制の確立について検討、協議しているところです。具体的に申し上げますと、1点目として県教育委員会、市町村教育委員会、職員団体によって、労働安全衛生や勤務負担軽減のための情報共有、意見交換を行う場を設置して、取り組みやすい環境を整えた上で、学校における体制の充実を推進するということが1点目です。

二つ目として、県立学校について、モデル校を選定した上で、衛生委員会で学校現場における勤務負担軽減についての議論を行っていただき、その取り組みや結果について周知して、これを他の学校に波及させることを目指して議論をしているものです。これらは、9月ごろをめどに一定の結論を得たいと考えているところです。

その後、勤務時間の把握や部活動指導のあり方といったことについて、順次検討を進めていくこととしております。

○小西和子委員 ぜひ実効ある取り組みにさせていただきたいと思います。

そこでお伺いしますけれども、横浜市教育委員会、それから横浜市PTA連合会会長の名前で、教職員の勤務実態への御理解と改善策への御協力についてという文書が出されていますけれども、このことについて県教育委員会は承知していますでしょうか。承知しているとしたら、どのような内容かお伺いします。

○今野教職員課総括課長 具体的に承知しておりません。

○小西和子委員 全国の市町村教育委員会等でも、多忙化解消に向けた取り組みをしているわけですが、具体的に横浜市教育委員会で、こういう形で多忙化を解消していきたいという文書を保護者に向けて出しております。これは、あくまでも子供と向き合う時間をつくるためということでもあります。例えば夏期休業中の学校閉庁日の制定や定時退勤日の設定、課外活動、つまり部活動などの見直しというようなことが盛り込まれております。御存じないのであれば、後でお見せしたいと思いますので、多忙化解消についての取り組みの強化をお願いします。

次に、一般質問でも取り上げましたけれども、今小中学校の現場で教職員の数がとても足りないと言われる理由の一つに、通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への支援ということがあります。一つのクラスに支援を必要とする子供が複数いる場合もあります。そこで、特別支援教育支援員という職員が配置されているわけですが、この配置基準はどうなっているのか、充足されているのか、お伺いしたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 市町村教育委員会において公立小中学校に配置している特

別支援教育支援員は、平成27年5月1日現在で512人、5年前と比べて160人増となっており、学校数に対する支援員の配置割合は101.8%となっております。特別支援教育支援員については、国による地方財政措置がなされており、各市町村教育委員会において、それぞれの教育施策における優先性や各学校の実情を踏まえて配置されております。

○小西和子委員 配置基準は実情に応じてということですね。ただ、学校現場では、それでも足りないという声があります。市町村で手当てしているところもありますが、4時間というところもあるようで、もう少し子供についていてもらいたいと思うときにはもう帰らなければならなかったりするようです。私もそういう子供を担当したことがあるのですが、打ち合わせの時間もないのです。それと、労働時間の関係で週5日間の中で1日は休まなければならないということがあり、もう少しフルでいてもらえたらいいなという願いがあったりします。何が大変かといいますと、やはり安全確保です。黒板に板書なんかしていると、ふいといなくなったりするのです。安全確保という点では本当に重要な役割を担う職員だと捉えておりますので、もっと学校の実情を把握して配置をお願いします。

特に複数いる学校は、教職員が疲弊しておりますので、もっと手厚くできないのかというあたりも検討していただければと思います。実際は市町村教育委員会の役割ですが、県教育委員会としてもそういう実情を把握していると思いますので、市町村教育委員会に指導、助言をしていただければありがたいと思います。

最後ですけれども、特別支援学校の現状と課題についてお伺いしたいと思います。何度も何度も言っていますが、盛岡みたけ支援学校、釜石祥雲支援学校、花巻清風支援学校が抱える課題について、どのように捉えていて、どのような対策をとっているのか。あと少子化であるのに支援学校の生徒数がふえています。特に高等科が増加しています。なぜふえているか共通理解をしたいと思いますので、お伺いしたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 盛岡みたけ支援学校について、現在小中学部の本校舎と高等部校舎の2校舎体制になっていますが、課題として、敷地の狭隘により本校舎において教室不足が生じており、この課題解消のため、昨年度、外部の委員を含めた検討委員会において、移転後の盛岡と釜石支援学校の空き教室を知的障がいを対象とする新設校の校舎として活用する方向性を決めたところです。現在県教育委員会において、この方向性に基づき整備を検討しており、引き続き盛岡みたけ支援学校の狭隘化などの課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

続いて、釜石祥雲支援学校について、今年度高等部を釜石高校内に移転整備したことから、現在2校舎制となっております。ただ、釜石祥雲支援学校の高等部移転については、釜石高校の生徒との交流により、障がいのある人もない人もともに学び、ともに育つという教育環境を通じ、生徒が将来的にも地域の一員として主体的に生活することができるよう、インクルーシブの観点もあるところです。現在、昨年度立ち上げた釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会において、体制を含めてその方向性を検討しているところです。

それから、花巻清風支援学校については、昨年度は特別教室棟を建設して教室不足の緩

和に努めているところですが、さらなる教室不足の解消と、北上市からの要望と県議会での請願の採択を受け、現在北上市と特別支援学校の環境整備について協議しており、具体的な方向性についても検討中です。

次に、特別支援学校の児童生徒数の増加について、平成27年5月1日現在で1,596人、5年前と比較して159人増となっております。これは特別支援学校の専門性への評価や期待の高まりが要因と考えております。今後ともしばらくの間はこの傾向が続くものと考えております。ただ、増加傾向については、少子化の影響も踏まえ、急増傾向ではなく、緩やかな増加と見込んでおります。

○小西和子委員 盛岡みたけ支援学校の狭隘化等が早く解消され、生徒たちが伸び伸びと学習に励めるような環境になるように願っております。釜石祥雲支援学校のインクルーシブ教育を目指したというのは、何となくこじつけのように私は思っております。実際に小学校のときにいじめられたという話はこの場でも言いましたけれども、釜石祥雲支援学校の生徒が釜石高校に入っている生徒にいじめられたということで、絶対に嫌だと言っていることをPTA会長からも伺っています。本当の意味のインクルーシブというのは、もっと交流を深めていくということではないかと思しますので、本当の意味でのインクルーシブ教育を進めていただきたいと思っております。花巻清風支援学校については協議中ということですが、やはり保護者や子供一人一人のことをおもんばかって進めていただきたいと思っております。

生徒数の増加については、大事に指導してもらえると、次の自立に向けていろいろなものを解決できるということもあると聞いておりますので、ぜひ教育環境の整備を一生懸命やっていただきたいと思っております。どうしても最後の最後に特別支援学校のことが後回しにされるということを見つづけるにつけ、保護者の方々の思いはどうかかなと思っておりますのでお願いします。

その中で、温かい給食ではなくデリバリー給食、弁当給食の学校がまだあります。デリバリー給食の現状と解決に向けた対策についてお伺いしたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 デリバリー給食については、学校給食実施校3校のうち、弁当デリバリーを3校で実施しております。デリバリー方式による学校給食の場合、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに従って調理終了後から提供するまでの間、食品の温度管理をしなければならず、10度以下または65度以上で管理するため、主食である御飯等については温蔵庫で保管し、温かいものを提供しておりますが、おかず、あるいは牛乳等については冷蔵庫で保管する必要があるため、冷たいものとなっております。そのため、デリバリー方式を実施している三つの特別支援学校では、昨年度より給食のときに温かいお茶を入れるなど、その改善に努めているところです。

現在、市町村の共同調理場、給食センターからの提供について、地元自治体と協議しておりますが、供給量の問題等から実現に至っていない状況にあります。児童生徒数の変化の状況を把握しながら、供給に向けて引き続き市町村と検討していきたいと思っております。

○**小西和子委員** 最後に、教育長に岩手県の特別支援教育についての思いをお伺いして終わります。

○**高橋教育長** 特別支援教育については、特別支援学校での教育、通常学級での特別支援的な教育と、さまざまなパターンがあります。障がいの程度をきちっと把握するというのが一義的には大事ですけれども、保護者の思いも十分受けながら、どの学校種、学級での対応がいいのか、そこは丁寧に対応していく必要があると思っています。

特別支援を必要としている子供たちというのは、社会的には一定のハンディがあるということをきちんと周囲で理解して、これからの社会の中で共生していくことが大事だということを、学校教育の場で子供たちに広く理解を浸透させることが極めて大事だと思っています。

また、特別支援学校の教育環境については、昨年度来、常任委員会、本会議の場でもさまざまな御意見をいただいております。ハード面の整備については財政的制約がありますけれども、計画的、積極的に対応していく必要があると思っております。盛岡となん支援学校の県立療育センターとの一体的な移転についても、近々議会にも提案させていただきます。それから盛岡みたけ支援学校の教室不足への対応や釜石祥雲支援学校の具体的な設置場所等についての話もあります。さまざま課題は多いですけれども、我々が果たすべき教育上の大きな課題と認識しております。今後も丁寧に対応していきたいと思っています。

○**斉藤信委員** 教育分野における震災復興の取り組みの現状について聞きたいと思えます。被災児童生徒の応急仮設、みなし仮設からの通学の状況がどうなっているか。学校施設の復旧状況はどうなっているか。グラウンドが使えない学校が、この間二つ解消されたということでしたけれども、現状と今後の見通し。児童生徒の心のケアについて、どのぐらいの児童生徒が専門的な相談を受けているのか。それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況等を示してください。

○**小野寺学力・復興教育課長** 仮設住宅から通っている児童生徒数ですが、小学校については、平成27年度776名が仮設から通っており、昨年度は1,134名でしたので358名減になっております。中学校については、平成27年度497名が通っており、昨年度は692名でしたので195名減になっております。県立学校については、平成27年度601名が通っており、昨年度は736名でしたので135名減になっております。

○**宮澤学校施設課長** 学校の復旧の現状と今後の見通しについて、高田高校については平成27年3月19日に完成引き渡しが行われて、去る4月9日に新校舎において入学式が挙行されました。主要施設は既に完成しておりますが、その他の施設については、市の土地区画整理事業、あるいは仮設住宅の設置等との関係から、着手、完成にはなお時間を要する見通しです。その中で主な施設である第1グラウンドについては、仮設グラウンドとして整備して供用化しておりますが、市の土地区画整理事業との兼ね合いにより、今後、元来の土地面積を確保できる見通しです。仮に換地が年度内に完了した場合、今後2年程度

のうちには完成できる見通しです。部室については、仮設住宅移転後に建設予定ですが、今年度中に仮設の部室を建設予定です。艇庫、用具庫は広田湾方面にあります。漁港工事のおくれから平成 28 年度に整備工事着工予定です。県教育委員会としては、陸前高田市、仮設住宅、漁港所管部局と連携を図り、少しでも早く事業着手できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、市町村立学校の復旧、復興状況について、現在までに完成したのは、山田町立船越小学校 1 校のみで、現在 5 市町村、13 校で整備事業を鋭意実施しているところですが、その多くは当初計画スケジュールより 1 年おくれしております。おくれの原因としては、移転用地の決定、用地交渉に時間を要したこと、入札の不調、建設計画の策定に時間を要したところであり、これらの要因が相乗的に作用していると考えられます。

現時点における進捗状況を個別に申し上げますと、岩泉町の小本小学校、小本中学校は建設工事中で、平成 27 年度末に完成予定です。

大槌町の大槌小中学校は 2 度の入札不調がありましたが、現在大槌高校グラウンドに校舎建設中で、基礎工事の段階です。並行して隣接地に小中及び高校のグラウンドを造成しており、平成 28 年度末に完成予定です。

釜石市の鶴住居小学校、釜石東中学校は、現在用地造成工事の最終段階で、今後建設工事に着手し、平成 27 年度末に完成予定です。

同じく唐丹小学校、唐丹中学校は、現在用地造成工事の初期段階で、今後建設工事に着手し、平成 28 年度末に校舎の完成を予定しています。

大船渡市の越喜来小学校は、用地造成がほぼ完成しております。平成 27 年 5 月に建設工事の入札が成立して、現在工事の準備期間で、平成 28 年度中ほどの完成を予定しています。

同じく赤崎小学校、中学校は、用地収用の手続により遅延しており、現在用地造成中です。下半期に建設工事に着手して年度末に完成する予定です。

高田東中学校は平成 28 年度下半期に完成予定です。

これらの学校については、児童生徒、保護者を初め、新校舎の早期完成に期待する地域の声が高いため、県教育委員会としては、これらの市町村からそれぞれの状況を聞き取り、支援、相談しながら、少しでも早く新校舎が完成するよう進めていきたいと思っております。

○大林生徒指導課長 児童生徒の心のケアにかかわるスクールカウンセラーは、県内の小中高等学校に 74 名を配置しておりますし、沿岸被災地においては、県外からの有資格者 13 名の巡回型カウンセラーを今年度も継続して配置しております。また、県内の 3 大学の臨床心理士の先生方からも御協力をいただき、この方々 13 名が沿岸被災地に出向している状況です。

スクールソーシャルワーカーは、今年度沿岸部に 2 名増員して、計 14 名を県内の六つの教育事務所に配置しております。

あと、いわゆる心とからだの健康観察における医療サポートの児童生徒の割合ですけれ

ども、平成 26 年度の心とからだの健康観察の結果によりますと、県全体の医療サポートの割合は 11.9%、これに対して沿岸部の小中高全体の医療サポートは 14.1%となっており、沿岸部の割合が高い状況は変わっておりません。

○**齊藤信委員** 高田高校は私たちも調査に行きましたが、あのときに校長先生から、かさ上げが早く進む見込みもあるので、できるだけグラウンド整備を早くやってほしいということでした。その点、昔の大船渡農業高校のグラウンドを今も使っているわけですが、解消の見通しはどうか示していただきたい。

それと、聞き漏らしたかもしれないけれども、赤崎小中学校はいつ完成の見通しでしたか。それと、高田東中学校の完成見通しについて示してください。

○**宮澤学校施設課長** 高田高校の第 1 グラウンドですが、平成 27 年度に土地区画整理が完了する予定で、早ければ年度内に仮換地を終了させると聞いております。仮換地が終了すれば、それから 2 年程度で設計、整備が進むと考えております。ただ、陸前高田市の都市計画の中で、排水とか水道関係などの設備が果たして追いついていくのかという部分もありますので、そのあたりは陸前高田市の土木と入念に打ち合わせをして、少しでも早く完成するように配慮していきたいと思っています。

萱中校舎の見通しですが、当該第 1 グラウンドが完成すると主に陸上とサッカーに使われると考えております。萱中校舎のグラウンドは現在、主に野球部が使っておりますが、もともと学校のすぐ下の第 2 グラウンドが野球場で、そちらは仮設住宅の撤去と密接に関連しますので、予定としてはもう少し時間がかかるものと考えております。

それから、赤崎小学校、中学校については現在用地造成中で、年度の中盤に終了する予定ということですので、年度の後半に着工して、平成 28 年度内に完成させる予定です。

もう一つ、高田東中学校ですが、既に用地造成が終了しており、現在建設工事の準備期間中です。今後整備を開始して、平成 28 年度下半期に完成、移転の予定となっております。

○**齊藤信委員** わかりました。グラウンドに仮設住宅があるところの解消計画というのか、これは本当に復興の進みぐあいによって、学校の都合だけでは何ともならない。恐らく各市町村も年度内に集約計画をつくることになると思いますので、その段階で示されるのかなというふうに思います。

二つ目、高校再編にかかわって、先ほど小西委員からも質問がありましたが、私も盛岡の検討委員会の意見交換会を傍聴いたしました。大体全体共通しているのだと思いますが、小規模校の存続の要望が強く出た。それで、今後第 2 回目の議論は、そういう小規模校のあり方、地域との連携、そういうことを主要なテーマとして具体的に議論する、ある意味でいけばテーマを定めて行うということになるのでしょうか。

それともう一つ、必要な小規模校を残すというのは、これは本当に大事なことのだけけれども、生徒は全体として大幅に減るわけだから、今の学区の中で高校全体をどういうふうにしていくのか、全体のバランスというのも真剣に議論していかないと、私はそういうことも含めて高校のあり方が検討される必要があるのだと思います。私はこの委員会でも

よく言っているのですけれども、戦後の高校教育の原点の一つは総合性でした。そういう形で生徒急増期に工業高校とか単独校ができていったのです。逆に今、生徒の数が戻っているわけだから、今の学校をそのままというのではなくて、どういう形で残していくのかということもしっかり議論しないとイケないのではないかな。これは問題提起にとどめておきます。

それで、通学支援という話もありました。私、この間浄法寺に行ってきたのですが、福岡高校浄法寺校は、今年度3年生が卒業して閉校なのです。あそこで何が起きているかというと、あそこは福岡高校、福岡工業高校、そして一戸高校があるのですが、二戸には通学のルート、バスもあるのだけれども、一戸高校にはそういう普通のバスルートがないというのです。だから、あそこから一戸高校に行きたいという人たちに対して、まさに通学支援というのが考えられるべきではないのかなと思いますが、この点は検討された経緯があるのかお聞きしたい。

○木村高校改革課長 高校再編に関わる小規模校のあり方ということで、小規模校の維持、存続について多くの意見をいただいているところですが、一方で小規模校は、教員の数という部分で多様な進路希望に対応するための教育課程の編成や学習活動、部活動において、生徒の選択肢が少ないという部分での教育環境の確保という課題もあることから、今回の検討会議の中では、他県における学習活動の質を高めるような取り組みなども示しながら、それぞれの地域においてどのような連携ができるのかということも含めて検討していきたいと考えております。

あと、ブロック全体のバランスを考えた上での検討も必要ではないかということでしたが、当然そういう視点も持ちながら、今出ている意見はそれぞれのまちの学校をどうするかという意見もありますけれども、広域としてどうするのか、これから十分意見交換しながら詰めてまいりたいと考えております。

あと、福岡高校浄法寺校の通学支援の関係ですが、今まで山形村、田野畑村で、まちに学校がなくなることから、公共の交通機関がない場合に、市町村あるいは保護者団体等何らかの形でバスを運行する場合、県もあわせて補助していたところです。今回の福岡高校浄法寺校の対応について二戸市と協議したときには、市としてはなかなかそういった形は難しいということもあったので、現在、そういった形での支援策はとられていない現状です。

○斉藤信委員 浄法寺の件については、私現場に行って出てきた意見なので、ぜひ実情を。結局福岡高校浄法寺校は今年度でなくなるので、あの地域の子供たちは別の高校に行かざるを得ないのです。だから、そのときの通学支援というのをあなた方の言葉だけにしないで、真剣にしっかり進路、進学を保障を考えていただきたい。

高校再編とは直接かかわらない、高校教育のあり方で本会議でも議論になりましたが、18歳選挙権が来年の参議院選挙から適用になるのです。高校3年生が主権者として投票ができることとなります。この主権者教育をどういうふうにするのか。今までは高校生の政

治活動というのは規制されていたのではないですか。私、子どもの権利条約からいっても問題だと思うのです。子供の言論の自由とか意見表明権、これは全面的に保障されなければだめなのです。これは国際的な一つの到達点です。ましてや、これから国政に、地方政治に参画するということになったら、そういう政治教育だけではなくて政治活動も当然保障されるべきだし、憲法に基づく主権者教育とか政治教育というのがいろんな形でやられるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○岩井高校教育課長 選挙年齢の引き下げに伴う高校生の政治活動についてですが、昭和41年に高校生の政治活動について決めた文書が通知されておりますが、現在文部科学省でその中身を選挙年齢の引き下げに伴う実態に応じて見直しを図っているということですので、その中身を見まして、県としても適切に指導、助言をしまいたいと考えております。

○斉藤信委員 主体性のない話でしたね。余り真剣に考えていない、やってもいない。深刻な事例が全国であったのです。ある高校で、朝日新聞と日本経済新聞を使って政治教育とか、模擬投票をやった。これが県議会で大問題になって、自民党が問題にしたのです。それに対して教育長が問題だった、偏向教育だったと。とんでもない話ですよ。マスコミを懲らしめるなんていう発言もあったけれども、教育の分野にまでそんな干渉をして、それに迎合するような事態が全国で起きたというのは本当に許しがたい。朝日新聞と日本経済新聞を比べたら、何も偏向なんかしていないではないですか。そういう事例が既に全国で起きているので、私は生徒に対してきちんと政治的主張ができるような教育をやるということがすごく大事だと思うけれども、これは教育長に聞きましょう。

○高橋教育長 今回の公職選挙法の改正につきましては、選挙権が大きく拡大することによって、大きな転換期だと考えています。これまで高校生は選挙権がなかったということで、学校教育において基本的な政治の仕組みだとか、民主主義の考え方等の基本的な認識を発達段階に応じてやってきたわけですが、来年の国政選挙からは高校生が直接投票活動に参画することになりますので、具体的な対応を学校教育でもやっていくのは極めて大事だと思っています。

そしてまた、学校教育での指導については、やはり政治的な中立性を確保するというのが極めて大事だと思います。一部の子供たちの考え方で全体が大きく誘導されるというようなことは、主体的に考えるということを尊重して政治に参加するという意識を持ってもらうのが大事だと思っています。

それで、昭和41年に文部省の通知が出ていますが、これは学校内での指導の仕方、子供たちの基本的な姿勢、それから学校外での子供たちの活動と、さまざまな分野から、いわば規制的な考え方ではなく主体的に動かすにはどうしたらいいか、現在文部科学省で具体的な検討がなされていますので、我々はきちんとその状況を踏まえた上で、生徒たちを指導することが大事だと思っています。

いずれ、これも選挙権という大きな権利ですので、子供たちが、投票率も含めて政治活

動というものを主体的に発揮できるような道というものを、我々も教育を通じて指導していきたいと思っています。

○**斉藤信委員** わかりました。子どもの権利条約というのは国際的な一つの基準なので、こういうのも踏まえて、子供の意見表明権というものを全面的に保障するということが憲法の立場でもあると思うので、しっかりやっていただきたい。

教科書採択問題について、中学校の社会科の教科書の採択の時期を迎えています。これについて綿密な調査研究が必要だというふうになってはいますが、この綿密な調査研究というのはどういう形で作成され、示されているのか。もう一つは、教員の役割の重視というのはもう一つのポイントなのです。現場で教科書を使うのは先生ですから、先生方がどういう教科書を使いたいのか、使うべきなのか、教員の意見をしっかり聞く、役割をしっかりと果たさせることが必要だと思いますけれども、どうなっているでしょうか。

そして、残念なことに、今歴史認識で問題になっている太平洋戦争を大東亜戦争だったと、アジア解放の戦争だったと美化する教科書が文部科学省の検定を通過してしまっているのです、育鵬社。私は、こんなものは採用されるべきではないと思うけれども、今までそういう実績も県内ではないと思うけれども、それについての評価というのはきちんと書かれているのか。評価は点数制で評点されているのか、示してください。

○**藤岡義務教育課長** 教科書採択ですけれども、義務教育諸学校の教科用の図書の無償措置に関する法律に基づいて、岩手県でも対応しているところです。昨年度が小学校の教科書採択、今年度が中学校の教科書採択になるのですが、県教育委員会では法律に基づいて教科書採択に係る審議会を設置しております。さらに、その審議会の下部組織として調査委員会を設置することになっておりまして、詳細については8月31日まで非公表、9月1日公表と法律上決められておりますので、詳しくはお話しすることはできないのですが、調査委員については県内各地、さまざまな資格等を持っている方々にお集まりいただいて、各教科、科目、複数の人数で、かなりの時数をかけて調査しております。検定を通ったそれぞれの教科書について全て文章表記で特徴等をまとめる。県は採択の権限がありませんので、市町村の採択に資するような資料を作成し、提供をするということになっております。

過日その調査内容を審議会で報告して、現在、審議会から県教育委員会に答申がされたというところまで進んでおります。教科書展示は県内18カ所で一般県民の方々もごらんいただけるようになっておりまして、これについてはホームページ等でも公表しております。県内9カ所採択地区がありますけれども、現在各地域において、県と同様の調査研究を進めながら採択業務に当たっております。

なぜ8月末なのかというと、各地区の審議会の終了が8月をめぐりとしており、それまではさまざまな問題等が起きないように静ひつな環境の中で進めるということが法律で決められていますので、そのように進めております。

それから、最後の個別の会社名が出た部分については、先ほど申したとおり、審議会、

調査委員会ではそれぞれの教科書、科目の特徴をまとめるという取り組みをしており、それによって採択がどうなるかとかという考え方で進めているではありません。それぞれの教科書のどういう部分がいい悪いではなく、このようなまとめ方をしているという取り組みをまとめているところです。

○**斉藤信委員** 最後です。滝沢市内の中学校におけるいじめ自殺事件で、3月25日に調査報告書がまとめられて、公表もされました。私もここで取り上げてきた経過もあって、じっくり読ませていただきました。結論的には、いじめが直接的原因になったと捉えることはできないが、いじめと自死との間にある一定の関連性があったものと捉えられるという調査結果でありました。

その上で四つの提言がされています。一つ目は、個々の生徒を理解することの重要性を再認識する。二つ目は、相手の立場を理解し思いやることの意味を再認識する。三つ目は、生徒が小学校、中学校、家庭、地域社会の中で、家族や友達とかかわりながら連続して成長するという視点を再認識する。四つ目は、いじめ防止や相談に対応できる仕組みが気軽に利用できているかを再認識する。こういう問題提起でありました。

私は、滝沢市の事件に関していえば、伏線があったということはこの委員会でも指摘しました。これは別の生徒ですけれども、校内で生徒が逮捕されるなんていう、これ自身が教育、学校の敗北だと思うのだけれども、そういう点で私は学校が荒れていたのだと思うのです。そういう中で、いじめを早期に見つけられなかった、子供たちに寄り添った調査ができなかった、そういうことが大変大事な教訓だったのではないかと思います。この報告書を受けて、県教育委員会は何を教訓にしてやっているのか。滝沢市では、この提言を受けてどんな取り組みが進められているのか。

そして、残念ながら滝沢市で、今子供たちがどんどんふえて、滝沢中央小学校を建設するというときに、財源がないので2年間延期した。だから、滝沢小学校や鶴飼小学校は、マンモス校で、学芸会をやると学年ごとに父兄が入れかわるというような事態になっているのです。なぜ2年間も建設を延期せざるを得なかったのか、ある意味でいけば最優先課題ではなかったのか、こういう事件があったところですから思うのですけれども、県教育委員会から見てわかることがあれば示していただきたい。

○**大林生徒指導課長** 県教育委員会として、滝沢市の第三者調査委員会の報告を受けての取り組みになりますけれども、まず4月27日、県教育委員会と市町村教育長との意見交換の場があり、その場で調査結果の概要を各市町村の教育長に報告しております。4月下旬に滝沢市から調査報告書の提供がありましたので、5月8日付で県教育委員会から各市町村教育長宛てに調査報告書を送付しております。また、4月の中旬から7月の月上旬まで、県立学校長及び各市町村の校長の研修会がありますので、その中で調査報告書の概要を周知するとともに、今回の事案では命の大切さというようなものを改めて訴えていかなければならない、これは自分自身はもちろんですけれども、他人の、ほかの子供も含めて生命尊重、あとはいじめの未然防止、今回は危機管理の部分でもさまざまな課題等も報告書で

指摘がありましたので、そういうところについて指導を行っております。

また、総合教育センターが平成 21 年 3 月に作成した岩手いじめ問題防止対応マニュアルを、いじめ防止対策推進法の施行に合わせて改訂したものを、ことしの 5 月に各学校に配っていますので、その積極的な活用等を勧めております。

滝沢市の取り組みとしては、調査報告書に学校のさまざまな取り組みについての評価がありまして、そこは調査委員会の方々も評価しており、それをもとにしながら学校の取り組みをしています。つい先日、私は行けなかったのですが、学校訪問した課長の話によると、大変落ちついて授業されていたという報告もされております。

○高橋元委員長 簡潔にお願いします。

○宮澤学校施設課長 滝沢中央小学校の開設の延期について、滝沢中央小学校の建設事業は、資材高騰などによる事業費の増大等から予算の確保が困難となり、最大 2 年間延期とのことです。同校の建設予算は、最近の建設物価の高騰を反映させて、落札事例の工事費を参考にした積算と伺っております。

今回の予算確保困難ということを受けて、滝沢市教育委員会においては、建築設計の見直し及び事業費の縮減、充当できる予算、歳入確保等の取り組みを行っていると聞いております。

県教育委員会としては、滝沢市教育委員会の見直しの状況を注視しながら、その状況を聞き取り、必要な情報提供や相談、支援を行って、最大限早期に着工可能できるよう支援していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 県営スポーツ施設について、2 月定例会のときに取り上げさせていただいた県営野球場の件ですけれども、盛岡市で市営野球場を新設移転するという話がある中で、県営野球場も老朽化が進んでいますが、市営、県営と新しいものをつくるのは財政的に無理だと思うので、県営も含めて考えてほしいというお話をさせていただきましたが、今の進捗状況をお伺いたします。

あわせて、定例会のときにプロスポーツ、県内はサッカー、バスケ、ラグビーがあるのですけれども、プロスポーツに対する支援についても、今後検討していくと答弁いただきましたが、今の進捗状況をお伺いたします。

○八木スポーツ健康課総括課長 県営野球場は築 44 年が経過して、補修改築工事を行っているところですが、全体的に老朽化している現状です。盛岡市の新たな市営野球場は、収容人員 1 万人規模の球場として盛岡南公園に移転すると伺っております。現在盛岡市と担当者間での話し合いを進めておりまして、本県のスポーツ振興には市町村と県が連携することが大事だと思っておりますので、具体的な部分については進めていきたいと考えております。

それから、プロスポーツ支援について、グルージャとかビッグブルズについては、さまざま少年の支援、被災地の子供たちの支援をしていただいておりますので、その部分についてバックアップをしていきたいと思っておりますし、会員の増についてもさまざま情報提供しな

がら対応していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 6月3日に盛岡市から県と国への要望説明会というのがありました。その際に今年度初めて盛岡市からの要望枠に入ってきたのが、スポーツに対する県の基本計画や、先ほど野球場の話だけ取り上げましたけれども、今後の県営スポーツ施設全体の方向性を示していただきたいというものでした。

盛岡市のもものを取り上げましたけれども、県内各市町村で持っているスポーツ施設で老朽化が進んで、県営を含めて新しく施設をどんどん建てるのが難しくなっていく中、県全体の方向性を示していくことが、盛岡市だけではなく、ほかの市町村にとっても財政的に楽になっていくところもあるかと思えます。盛岡市以外のところでも、釜石市でラグビーワールドカップに向けてスタジアムがつくられることとなります。来年は岩手国体、2019年ラグビーワールドカップ、そしてオリンピックと、本当にスポーツの祭典が続きますので、ぜひ県としてのスポーツの基本計画というか、施設も含めたものを今後具体的に示していただきたいと思えます。

プロスポーツ支援ですけれども、きのう、ふれあいランドでサントリーのCSRの一環で車椅子バスケの体験会が開催されまして、私も行ってきたのですけれども、そこにビッグブルズの岩手県出身の2人、千葉選手、小野寺選手も来ていました。彼らも実際に車椅子に乗って、車椅子バスケの体験をされていて、そこには、子供たち、小学生が結構たくさん、100人近くいたのではないかなと思うのですが、そこには特別支援学校の子供たちもいらっしやっていて、ああいう形で障がいのある子も含めて、子供たちが一緒にスポーツ体験を通じて交流できる場というのはすごくいいなと思えました。

今回はバスケットだったのでビッグブルズの選手がいらっしやっていましたが、ふれあいランドでプロスポーツチームにお願いして実施しているものは、結構手弁当で来てもらっているように聞いています。先ほど障がい者スポーツのほうでも、プロスポーツチームがやっていくものに支援されていくということであったので、こういったものもプロスポーツの支援にもなりますので、県としてぜひやっていただきたいと思えますが、最後に御所見を伺って終わりたいと思えます。

○八木スポーツ健康課総括課長 県の施設については、今国体に向けて全国規模の大会を開けるような施設ということで、県も補助しながら整備をしているところでして、今は国体に全力を注いでいるという状況です。最低でも40競技は全国規模の大会が開ける状況にあると思っております。

それから、プロスポーツの支援につきましては、教育委員会でする部分もありますし、障がい者スポーツ、あるいはプロスポーツということで地域振興という部分もありますので、他部局と連携、情報共有しながら進めていきたいと考えております。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

当商工文教委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、教育委員会の皆様にであります。委員会開催に当たり、終始誠実な御対応を賜り、委員会の円滑な運営に御協力をいただきました。このことに対しまして御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

次に、委員各位に対してでございます。当委員会は、去る平成 25 年 10 月に、委員 10 名で構成され、以来委員各位におかれましては、これまでの 2 年間にわたり当委員会の所管事項につきまして終始熱心に御審査、御討議をいただきましたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

当委員会といたしましては、これら質疑、提言、要望等を通じまして、東日本大震災津波からの復興、さらには県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

また、委員会の運営に当たりましては、神崎副委員長を初め委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして委員長の職責を無事果たすことができましたことに対し、深く感謝申し上げる次第であります。

終わりに、来たるべき選挙に立候補されます各位には、再び県議会議員として東日本大震災津波からの復興、そしてさらなる県政発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、御挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。